DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 3073

(2) Folder title/number: (4)
CPH - Kochi

(3) Date: Nov. 1949 - Feb. 1951

(4) Subject:

Classification	Type of record
9813	c, t

(5) Item description and comment:

Kochi

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Rus
RC

Visiting Oshino-mura Citizen's Public Hall

at Oshino-mura, Nagaoka-gun, Kochi Prefecture

Reiko Mori

21 February 1951

Manager and Shuji (official)

The manager is Mr. Iwamura, the head of village, and the shuji, Mr. Mizuta is the full-time official.

Central Hall and Branches

The central hall has no building of its own renting a part of Oshino Primary School and uses the lecture hall for big meetings.

There are sixteen branches in the villages which have their own buildings and some equipments such as lantern-slide projectors, ping-pong sets, accordions and other musical instruments.

Library

The central hall has about 2400 books which are used at the branches as the circulating library. There is a branch which has also six hundred books of its own. But actual state of their using books is very low. That is, according to their statistics of last year, number of people who read books was 200 among 4,000 villagers.

Advisory Committee

Number of the committee members is thirty, and women are only two, the presidents of the women's organization and of the PTA.

----I think there must be able women at least more than two, throughout the whole village though they are still neglected.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Activities

Yearly program is planned on the consultation with each organization in the village. Their activities in 1950 were as follows:

Villagers Athletic Meet	Sumo (wrestling) Match
Ping-pong Game	Baseball Match
CPH Festival	Amateur Performance Festival
Adult Ceremony	Consultative Meeting in Burakus (Blocks)
Cultural Lecture for Young People	Meeting for the Aged
Program on the Sanitary Day	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Visiting the Central Citizens' Public Hall
in Kochi City, Kochi Prefecture

Reiko Mori

24th January 1951

Building
This CPH was opened 15 Jan 1951 in the building which was reconstructed from the Industry and Trade Hall which had been built as a part of the exhibition held in March to April 1950 in expectation of establishment of the new central CPH.

--My impression of this CPH was that it looked like a city theatre and it seemed to me that the small neat village CPH's which I have visited are more useful to people who use them.

Branch
There are nine branch CPH's. Mr. Takiishi, the City official concerned in CPH business, said to me that they take much effort for the two CPH's in Kodakasa and Nishiyama where are social education is specially necessary because of eta buraku which still exist in those district.

Officials Advisory Committee
There are a manager and two shuji who are all full-time officials.

Among ten members of the advisory committee Mrs. Tadokoro, who is the president of the Women's League and the vice-president of the PTA, is the only woman member.

Library
There are the Prefectural Library and the Citizens' Library in the city, so this CPH does not have its own books but they borrow 200 books for 20 days at a time from the Citizens' Library and borrow one official, too, for taking charge of the library (some officials come in turn).

Activities
They have five kinds of departments which have committees to take part in planning program. The fields which come under those departments are as follows:

1. Education department
   series education lecture, social education class, religious lecture, reading circle, discussion group, study of local affairs.

2. Culture and Recreation department
   music, moving picture, painting, carving, photography, drama, dance, haiku, flower arrangement, healthy recreation

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3. Industry and Economic department
payment of taxes, swampan, commercial English, English conversation, stenography, archetecture, design, agriculture, working up, sewing, knitting.

4. Living Science department
nutrition, cooking, child care, home hygiene, living improvement, sanitation, clothing, cooking and housing

5. Information department
citizens' meeting on the city administration, public hearing meeting, CPH Advisory Committee Meeting, PTA Liaison and Coordination Conference, Social Education Committee Meeting.

Program

This month is the very beginning for this CPH just started, and they had no experience in making plans for a year's program. So they planned the program just three month ahead as follows. As for the program after April, they will make it later.

January

15	Opening ceremony Memorial lecture meeting Movies
16	Concert by the primary, lower and upper secondary school children in the city Memorial lecture meeting
17	Movies evening
17 - 19	All Shikoku CPH Conference
20	Local performance meeting
21	Children's recreation meeting
22 - 28	Exhibition of art of hand writing throughout the prefecture
29 - 31	Japan fine art exhibition

February

1 - 13	Japan fine art exhibition
17	Announcement of information performance
18	Concert by the upper secondary school students all over the prefecture
19 - 20	Adult education

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

20 - 24	Primary school students' science exhibition
25 - 27	Exhibition & demonstration of the school work by Enokuchi Primary School

March

1 - 2	Adult education
3 - 4	Primary school children's performance
5 - 6	Adult education
8 - 9	Adult education
10	Concert by the Attached Primary & Lower Secondary School of the Normal School
12 - 13	Adult education
15 - 16	Adult education
18	Performance by the City Federation of Youth Organization
19 - 21	Adult education
22 - 23	Adult education
25	Meeting of the City Federation of Youth Organization
26 - 27	Adult education
29 - 30	Adult education

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Received on 26 Dec. 1950
From Supt. of Education
Kochi Prefecture

F
685

Outline of Holding Training Course for CPH Personnel

1. Purpose:

It is important for us to help development of CPH in studying further the techniques of management of CPH according to the progress of CPH after one year and half since the social education law has been enacted.

So CPH personnel training courses are going to be held at eight places throughout the country inviting local CPH personnel. And important problems of CPH based on experiences of attendants will be discussed for the promotion of CPH activities.

2. Sponsors:

Education Ministry, Kochi Prefectural Board of Education, Kochi City.

3. Meeting place, Dates, Area for attendance

Place where the meeting will be held: Kochi

Meeting place: Kochi city Central CPH

Dates: 17, 18, 19 January

Area: Four prefectures of Shikoku

Remarks: Marunouchi, Kochi city, next-door in the east of Kochi Prefectural Building, get off a train at Kochi Station.

4. Attendants:

a. CPH managers or CPH shuji

(1) Ten or twenty from prefectures where the meeting will not be held. So sixty is the approximate number.

(2) Including managers or shuji and others from the prefecture where the meeting is going to be held, total attendance will be about a hundred. However, if we have room enough, a larger group of people can be invited.

b. Responsible officials of To Do Fu and Prefectural Boards of Education

c. One or two responsible officials from the Education Ministry.

Mr. Wada for Japanese

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

5. Contents of the Course and Agenda:

See the attached paper.

6. Remarks for Attendance:

a. It is desirable for CPH officials of Prefectural Boards of Education to prepare about 100 copies of materials of CPH's under the jurisdiction.

b. It is desirable for CPH managers or shuji to prepare about 100 copies of materials about equipment and management of their own CPH's.

c. It is desirable for Boards of Education of prefectures, where the course will not be held, to select CPH managers or shuji for attending the course, and to inform of the lists of prospective attendants to the CPH officials of Kochi Prefectural Social Education Section ten days in advance of the scheduled date of the meeting.

d. The Board of Education in charge of the meeting shall take care of hotel reservations for attendants and tell the sections responsible for social education in other prefectures about the place where attendants will stay, hotel expenses and the way to go to the meeting place, etc. Upon receiving information mentioned above, prefectural Boards of Education shall give contents of the information to participating CPH managers.

Remarks:

(1) List of attendance for Training Course of CPH Personnel

Gun or City	Name of CPH	Name of job	Name	Age	Sex	Do you want to stay at night?

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Agenda for CPH Training Course

The first day

Times	Subjects	Speakers	Methods	Remarks
0930	Opening	Sponsors	Speech	
1000	Problems which CPH's have now	Education Ministry	Speech	
1130	Same as above		Discussion	
1200	Meal			
1300	How CPH's should be	CPH representative from each prefecture		One person from each prefecture
1500	Planning the program		Workshop	Attendants will be divided into five groups such as one for gun and cities, another for towns and three for villages.
1700	Meal			
1900	Remarks	Chairman from each group	Panel discussion	
2000	Situation of management of CPH	CPH manager of the meeting place	Speech discussion	Particulary about actual situation of CPH which is the meeting place.

The second day

0800	Policy of management of CPH	Education Ministry	Speech	
0840	Same as above		Discussion	
0900	Techniques of CPH management		Studying discussion	a. How to hold regular courses b. How to make exhibit materials c. How to make a survey of actual situation
1200	Meal			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

1300	Management of CPH Advisory Committee	CPH representative from each prefecture	Panel discussion
1400	Recreation		
1430	Techniques of management of CPH		Discussion

a. How to increase the rate of use
b. How to make the CPH bulletin
c. How to work out the way to get money for expenses
d. Re facilities of CPH

1700	Meal		
1900	Informal conference		

The third day

0800	Management of book department	Education Ministry	Speech
0840	Same as above		Discussion
0900	Methods of promotion of CPH	Responsible official from each prefectural Board of Education	Panel Discussion
1030	Evaluation of CPH	Education Ministry	Speech
1110	Same as above		Discussion
1130	Closing	Sponsor	Speech

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F
685

September 1950

The followings are translations of articles from Komin (Citizens) issued by Mori-mura CPH, Tosa-gun, Kochi prefecture, on 10 July 1950.

2. Attending the training course for officials of all CPH's throughout Japan.

From 21 to 24 June 1950, a training course for officials of all CPH's was held at the Training Hall for Youth "Onyoku-kan", Shimokanai, Tokyo-to. Three chief-librarians (or officials) from each prefecture (nominated by prefectures) and about 130 officials of prefectural social education, participated in lectures, studies, and discussions.

An explanation of the essence of the CPH, advice about administration and criticism after having an inspection of all CPH's throughout Japan by an official of the Ministry of Education; narratives of experiences and activities of superior CPH's; announcement of plans for the future were carried out. These subjects mentioned above were discussed to give the delegates knowledge and understanding of "What is a CPH?" and "How should a CPH be?". The delegates recognized that CPH's are absolutly necessary for the reconstruction of Japan, the improvement of living and culture of our village and for increased production in villages.

1. What is the CPH?

Many people think that the CPH's came from America directly. The delegates thought so, too. But after hearing a talk by man who came back from America after a inspection of American social education, the delegates learned there are no CPH's in the States. There were institutions something like CPH's about 30 years ago. But now, the situation has improved very much. There are various training courses, such as adult education courses, youth education courses, etc., and they, young and old, are attending them eagerly. People are utilizing libraries very well. Social education in Japan is far behind that them in the States by about 30 years according to reports.

6. Feudalism of farming village

They have been talking about "democratization of farming villages; improvement of our living; and simplification of principal ceremonies (of coming of age, marriage, funeral, and ancestral worship)" at the

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

various meetings for a long time. But I think that the ideal cannot be realized unless something is done about it.

People come to our house to collect money for dues of.....meeting, remuneration of ....., etc., without asking our intention about their objects. According to Article 20 of Japanese Constitution, we ought to be free from religious activities. For instance, in the case of activity of an organization like the ceremony of consolation for the war dead, the organization should carry out only necessary matters. And in other activities, it is hoped that only those who agree with the objects of the activities will make a group for carrying them out.

I don't mean to tell people not to have any of these festivals of ceremonies. But I just want to ask people to allow us not to participate in these kinds of events when we don't find any meaning in them.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民(K)

編集兼發行人 森村公廳公報委員會長 上田亀義

發行兼印刷所 土佐郡森村公民館弘報部

論說

迷信邪宗についての考察（續）

沢田淳

更にもう一例、秋熱患者女子高熱の持續と激しい頭痛に藥をもつかむ氣になつたものと思う。一日往診すると、読經と鐘の音が聞え枕頭に、一人の祈禱士を認める。私の來診を知り家人もきわめて当惑顔、祈禱士も直ちに道具を片ずけて横に寄つた。私は、おもむろに、枕頭に坐し、祈りが終つたかどうかを問い、許しを受けて、診察、治療を終了。今度は祈禱士の病氣を診断せんものと問答を試みる。会談十數分の後、輕躁病患者である事を知り。その支離滅裂な理論に大いに讃成の意を表して辞し去つたのでありました。その後その祈禱士は、度々私の元にあいさつに來ますが益々、前の診断の確信を強めたのであります。秋熱患者に祈禱がきいたのかそれから間もなく元氣になりました患者は感謝している事と思う。が私は兩患者をあざ笑つている。何となれば秋熱は必ず治る病氣であり。末だ死体解剖された事のない程に治癒百%の疾患でありますから。

兩引例により賢明なる読者はその要点をお解りと存じますが、精神界の問題をそのまゝ肉体的疾患に結合して、云々するは、間違いであります。又、すべて、病氣には輕重、種類がありまして、之を大別しますと①放置しても治る病氣。②放置しても治るが、治療すれば苦痛少く、早く治る病氣。③治療しなければ悪化し、死に至る病氣。④治療しても死ぬ病氣（例えば進行せる癌の如き）、以上四大別出來る様に思います。この中、最も多いのが①②であり次に③でありまして④は全体に比すれば極めて少數であります。引例の第二の場合は①—②に屬する病氣であります。それは祈禱により治つたと言う場合が生じ得る病氣であります所が③—④の場合にも同様に治ると考えられますが、こゝに問題があります。①②の場合に治療的効果があつたと迷信する事により、更に③④の場合にも之を應用せんとする時に大きな不幸への出発点となるのです。それには何が根本的な原因をなすでせうか。即ち「無智」換言すれば科學的精神の缺如であります。しかも祈禱士、邪宗教者は、多くの場合精神異狀者乃至は精神変質者と考えられて居ります。又私の經驗も之を裏附けます。

かつて、精神病理學者が「科學は迷信を驅逐する」と言つて居ります。世界史を開けば直ちに明瞭であります。かつては、人間の運命が、星によつて占われました。（ギリシヤ…占星術）中世に於けるあの眞暗な迷信の時代に科學はその光を発し得ませんでした。けれども、ルネツサンスの「人間尊重」の思想は、即ち科學的精神として、迷信妄想のヴェールを引つぱがして眞理へ〳〵と、何物をも容赦せず解明して行きました先ずガリレオは地球が太陽の周りを廻轉している事を言いはじめました。ハーヴェイは、血液循環の原理を発見しました。

レントゲンは、X光線を発見し、キユーリーは放射能を知り、ロベルトコツホは結核菌を発見し、ドマークはズルファミン劑を発明し、更にこゝ十年余の間にペニシリンが現れ、ストレプトマイシンが出現し、クロロマイセチンが出現し、原子爆彈が作られました。原子爆彈の前に竹槍や神風や、日本魂が、何の役に立つたでしようか。

私達は、科學の如何なるものであるかという事を認識すると同時に精神力の限界を認識しなければなりません。原子力対竹槍の関係はペニシリン対祈禱の関係ではないでしようか。こう考えて來ました時科學対迷信の関係が明瞭になります。しかも、敗戦という大きな實驗を經過してなほ且つ、竹槍的思想を脱却し切れぬ精神的不具者が、爾光尊を生み、新興宗教を生み、カヂ、キトウを尊重するのであります。邪宗や、迷信は科學的に訓練された精神の前には何等の光[illegible]ません。しから[illegible]取り卷いた名[illegible]問されるかも[illegible]それにはこう[illegible]彼等は何によ[illegible]や？と。彼等[illegible]的訓練があり[illegible]であるという[illegible]人物を意味す[illegible]事を呉々も承知[illegible]に物事を信じ[illegible]心懸が重要であ[illegible]

邪教、迷信を[illegible]るの責任は、[illegible]者にはありませ[illegible]れを発生せしめ[illegible]ります。何とな[illegible]病質人格者は、[illegible]して居り、それ[illegible]断するのは一に[illegible]知性に待たねば[illegible]から、そうして[illegible]横行せしめてあ[illegible]ぬ精神は、やが[illegible]きわまる唯心論[illegible]極端な唯物論に[illegible]再び、竹槍で原[illegible]きまくろうとす[illegible]するものである[illegible]であります。

私は敗戦の最[illegible]因は、日本人の[illegible]無批判な精神に[illegible]います。私達は[illegible]て、充分な理性[illegible]会及自己の生活[illegible]ばならぬ様に存[illegible]

全國公民館職員講習會に出席して

公民館長 森岡二男衛

六月十九日といえば森の郷には、青葉がかほり水に惠まれた水田は田植えの眞最中である。好機逸すべからずと大きな期待をかけて勇躍上京、日本一の長い丹那トンネルを抜けると眼前に展開されるものは情熱の都熱海である。最近の大火の跡には新築の鎚の音も高く復興氣がみなぎつている終戦後始めての東京入り胸のおのくのを禁じ得ない「東京」「東京」驛のスピーカーは高くさけぶホームに地下道に、街に電車に人人、人、流石に東京だ。

六月二十一日—二十四日の四日間に亘る全國公民館總員講習会は東京都下小金井の青年館道場浴恩館で開かれた。集つた受講者は全國都府縣から指定された館長主事（各府縣三名）それに府縣社会教育主事等約百三十名で非常に眞劍な講演研究対議が續けられた。

文部省事務官の理論的或は法的な公民館の本質に関する開明、運営上の諸注意或は全國公民館を視察しての批判、又優良公民館の開館以來の血のにじむ様な体驗苦心談熱意に燃える現在の活動狀況、周到で遠大な將來への計画等の発表、之を中心にして火の出る様な討論等が繰り返されて愈々「公民館とは何ぞや」「公民館は如何にあるべきか」について新らしい認識を深め日本再建の爲に、郷土の生活文化向上の爲に、郷土の生産増強の爲に、公民館が如何に重要な役割を以ているか、更に如何に役割を果しつゝあるかの例証を得之等問題解決の爲に公民館が絶対必要欠くべからざるものであるとの確認と今後の本運動に大きな自信と力とを得たことは期待以上の收穫であり幸であつた。以下順を追うて幾多の問題を提供し村民各位と共に、公民館に対し、再検討を加え認識を新たにしつゝあせらず、せかず、しかも堅實に強力に、効果的に歩々前進して止まないことを念願する次第である。

一、公民館とは何

1、アメリカの日本の公民館は、の直輸入の如く者が多い、我々ていた。所がア会教育を視察し の話によると、は三十年位昔に設があつたが今つと進んで青年成人講座とか、青年も老人も熱ている。又図書利用されている会教育はアメリ年程おくれてい である。（以下

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

間尊重」の思想は、即ち科學的精神として、迷信妄想のヴェールを引つばがして眞理へ〳〵と、何物をも容赦せず解明して行きました。

レントゲンは、X光線を發見し、キューリーは放射能を知り、ペルトコツホは結核菌を發見し、ドマークはズルフアミン劑を發明し、更にこゝ十年余の間にペニシリンが現れ、ストレプトマイシンが出現し、クロロマイセチンが出現しました。

原子爆彈の前に竹槍や神風や、日本魂が、何の役に立つたでしようか。

私達は、科學の如何なるものであるかという事を認識すると同時に精神力の限界を認識しなければなりません。原子力対竹槍の關係はペニシリン対祈禱の關係ではないでしようか。こう考えて來ました時科學対迷信の關係が明瞭になります。しかも、敗戦という大きな實驗を經過してなほ且つ、竹槍的思想を脫却し切れぬ精神的不具者が、彌光尊を生み、新興宗教を生み、カヂ、キトウを尊重するのであります。邪宗や、迷信は科學的に訓練された精神の前には何等の光をもたらしません。しからば彌光尊を取り卷いた名士は如何と反問されるかも知れません。それにはこう答えましよう彼等は何によつて名士となるや？と。彼等に科學的理論的訓練がありますか。有名であるという事は賢名なる人物を意味するものでない事を吳々も承知して、單純に物事を信じてしまわない心懸が重要であります。

邪教、迷信をはびこらせるの責任は、教祖や、說教者にはありません。一にそれを發生せしめる民衆にあります。何となれば、精神病質人格者は、巷間に橫行して居り、それを見究め判斷するのは一に我々大衆の知性に待たねばなりませぬから、そうして、それ等を橫行せしめてあへて異とせぬ精神は、やがて又、單純きわまる唯心論的觀念論や極端な唯物論に惑わされて再び、竹槍で原子爆彈を突きまくろうとする態度に通ずるものである事を想うのであります。

私は敗戦の最も大きな原因は、日本人の上述の如き無批判な精神にあつたと思います。私達は左右を顧みて、充分な理性を以て、社会及自己の生活を考察せねばならぬ様に存じます。

一、公民館とは何ぞや

1、アメリカの公民館

日本の公民館は、アメリカの直輸入の如く考えている者が多い、我々もそう考えていた。所がアメリカの社會教育を視察して歸つた人の話によると、アメリカでは三十年位昔に之に似た施設があつたが今は無い、もつと進んで青年講座とか、講座が盛で青年も老人も熱心に受講している。又図書館が非常に利用されている。日本の社會教育はアメリカより三十年程おくれているとのことである。（以下次号）

的或は經濟的に關心を注意して開發な體現在大な之を「公認」に深く

の生産增強の爲に、公民館が如何に重要な役割を以ているか、更に如何に役割を果しつゝあるかの例証を得之等問題解決の爲に公民館が絶對必要欠くべからざるものであるとの確認と今後の本運動に大きな自信と力とを得たことは期待以上の收穫であり幸であつた。

一般民館に對し、再檢討を加え認識を新たにしつゝあるも堅實に歩々前進して止まないことを念願する次第である。

特別普及運動について

（農協事務局）

納稅準備貯金

四、實施の方策

1、組合は個々の農家につき徵收さるべき地方稅の見込と供出代金とをにらみ合せて檢討し農業再生產資金確保に遺憾のないよう努力する。

2、組合はこの運動の趣旨を村協議會及部落寄合に又は個別勸奬等の方法に依り組合員に徹底せしめる。

3、組合は麥、馬鈴薯、繭等其他生產物代金中より組合員の承諾を得た金額を納稅準備貯金として受入れる。

4、徵收されるべき地方稅の見込に對し、供出代金並びにその他農產物代金において不足する場合は組合においてそれ〴〵適切な方法を講ずる。

5、この貯金の管理に當つては原則として系統機關に預入するものとし、拂戻準備の万全を期する。

6、本運動の推進には關係機關一体となつてこれに當り協力團体別による効果的浸透を図る。

五、其他參考事項

具体的な方法は農協役員會及村議會に於て目下研究中。

八月以降に予想される地方稅の加重徵收に對處するため、左記の要領に依り、納稅準備貯金特別普及運動を、全國的に農業協同組合系統機關を中心に展開することになりました。本運動につき農協、村役場及公民館等各種團体一体となり、活潑なる活動をお願い致します。

記

納稅準備貯金特別普及運動要領

一、趣旨

去る通常國會において、地方稅法案が不成立となつたため、第一、四半期に營業部面から徵收される筈であつた約八十億円の地方稅が未徵收として殘されることになつた。このしわ寄せは八月以降のものが重徵收となつてあらわれ、農業部面の資金繰をそれだけ壓迫するものと考えられる。

しかし八月以降は、一般に肥料の大巾値上げが實施される所であるから農業部面における資金需要の急膨脹は必至でその資金需要の急膨脹はその資金枯渇はものと予想される。

この際組合金融としては、そのしわ寄せの防止策として予め麥、馬鈴薯、繭代金を主体とする農產物代金中より新たな納稅準備貯金の蓄積を図り、もつて一般農業生產資金の擁護と、農營收支の健全化を期さなければならない。

二、目標額（課稅推定總額達成）金額未定

三、實施期間

自昭和二十五年七月一日至昭和二十五年八月末日右期間本年度重要期間としてそれ以後期間なく引續き實施す。

皆さんの御後援で嶺北文化の源になりたいと思います
どうぞ宣敷く
新聞と本の
森文化堂

ラジオ
電氣器具
蓄音機
親切本位の
皆様の店
川村ラジオ店
世界情勢急を告げるとき！
絶對にラジオは必要です
修理販賣共特に勉強致します

自轉車
リヤカー
部分品
タイヤー
嶺北で一番安い
和田自轉車店を
御利用下さい
親切
叮嚀
最高の技術
皆様の御氣に召す
修理を致します
サンBS號
ゼブラ號富士號
セキネ號ラーチ號
特約販賣店
和田自轉車店

廣告宣傳には
ゼヒ「公民」紙を
御利用下サイ

ニュース

高知農校森分校開校式

農繁期やいろ〳〵の関係でのび〳〵になつてゐた森分校の開校式典は去る六月三十日、大久保本校々長以下各分校長及村長、公民館長、各村民各有志集合の上盛大に擧行されました。

六月定例村議会

六月二十九日、左記の議案について村会がありました。

1、縣立農業高等學校森分校炊事場並に宿直室、改修の件
2 森村中學校教員借家（間）手当支給規定一、部改正の件
3 森村選擧管理委員会、委員補欠選擧の件
4、公民館條例制定の件
5、其他の件について

納税不良に鑑みて、今后納税の便利と納税成績の良好を考慮して各部落に納税組合を設置することに決議した　然しその具体的な方法は今后、役場、公民館、農協等に於て研討し七月の村常会に提出し協讃を得て、實施しようというのである。

新刊図書購入

この度公民館図書館に各種新刊図書百冊を購入してその内容を充實しました。みなさん我々の公民館を、図書館を大いに利用致しましよう。

鼠の尾高價買ひます

役場の衛生係では七月中鼠一匹（尾を根元より切り取つたもの）五円で買ひ入れてゐるが、傳染病の蔓延期に備えて、一般の協力を望んでゐる。

縣政相談係開設

今回縣弘報課内に、縣政相談係を設け、縣民、一般の縣政全般（税、農林、農地、労働、経済、衛生、恩給其他）何でもに就て、不明の点や御希望に就き御答へするさうですから、どし〳〵御利用下さい。（縣廳内総務部弘報課縣政相談係宛）

第六回婦人共勵會

來る七月十三日午前十時より吉野中學校に第六回婦人共励会が開かれる事になつてゐるが、今回は特に男子の多數出席を希望してゐる。

直言　農村の封建性

X子

いろ〳〵の会の席上で、冠婚葬祭の簡素化生活改善農村民主化等が俎上に乗せられる事は久しい。然し手近な所の實踐なくして遠大なる理想の達成は有り得ない。不合理と知りつつ、目をつむつて引きずられてゆく所に何時迄も農村の封建性の滓が殘る。吾々が重箱とドブロクのみを唯一の慰安としている限り眞の文化は程遠い。

何のお祝何十円、何の会費何十円、とその主旨に賛すると否とに関せず金を集めに來る。

憲法二十條により、何人も宗教上の行爲に参加する事を強制されない。今日、この部面のみ見ても考える点が多い。宴会等も例えば慰靈祭等團体的な行事である時は、必要な事丈に止めてその他の場合は賛成者のみのグループを作つてやつてもらいたい。私は、あらゆる祭典其他を悪いから止めやうと云うのではないが、唯これらに対して何らの意味を認めない者が、参加しない自由を殘しておいてほしいと云うのである。

村勢等の要覧

(3) 世帯數と人口

大きな部落から順に大体次の通りになつて居ります。

場所	世帯數	人口
南川	一三九	七三〇
土居	一四一	六五六
和田	一〇三	五五〇
高須樫山	七七	四二七
溜井	七八	四二一
境	七〇	三九四
駒野	八一	三七九
相川	七四	三六二
南泉白石	四九	二五八
宮古野	三九	一九三
五區	三四	一五六
柚ノ木	二三	一一九
笹ケ谷	二二	一一〇
合計	九一〇	四六五五

そして一世帯宛人口は五・一です

せんそ

六年

ちようせんで
せんそうがはじ
と云うと　みんな
はやすいそばくだ
している

しだれさくらの
すきまから
にゆうどう雲を
僕は
せんそうのことを

しんきく花がさ

六年　下

しんきくの花が
さいた時、

こ

秋胡瓜と結球白菜の増産提唱

式地後材

嶺北地帯の風土は暖國高知縣としては全く特異で、從て農作物の生育状況も亦嶺南地帯とは餘程趣を異にする。

吾々はこの風土を利用して将來共嶺北地的農業經營の勘案を怠つてはならぬ。

盛夏の候に於る嶺南地方は蔬菜の生産に相当骨を折ることとて市場に於ても是と云ふものが兎角品薄勝である。此時嶺北の風土では秋胡瓜の生産に適する、又初多よりの重要蔬菜として万人向のする消費量の尤も多いものは結球白菜で、消費市場はその一日も早い出荷を喝望して止まないが嶺南地帯では之が早期生産は中々困難であるから之も嶺北地方から供給して見たいと思ふのである。

由來本村は農沃な畑地に乏しいから蔬菜の生産を地域的に大々的に計画することは不可能であるが局部的には中々優品を生産する地區もある。現に昨年秋の農産品評会にも少數ではあつたが結球白菜の相当優品を見受けたことであつた。

それで一人〳〵に左程大量の生産を望むのは無理であろうから例へば少量宛でも多人數が生産して大量になれば共同出荷をしなくてはならぬ。

以下兩種の耕種方法に就ては大要御承知の事と思ふから主要な項目に就て筆者の意見を記述して見よう。

一、品種

一、秋胡瓜、本縣では日支胡瓜がよく作られるようであるが、一般的にはベキン、先白三尺、霜不知等が選ばれて居る。筆者の作出した一四　四号は數年本縣で試作するに大体よいと思ふ。本種は蔓は生長力旺盛で八、九葉目に成花がつき以后四、五葉置に成るが子蔓の発生が盛んであるから親蔓は雌花を見たら上一葉で一回摘心するのがよろしい、顆は中形で色は淡緑色刺は白い、質が軟かで各種の料理に適する。

二、結球白菜、京都三号が一般に好評であるが本種は結球が大形の晩生種であるが下種期と肥培管理の如何で幾分早熟ともなる、最近発表の長岡交配一号はその一代交配種で有望と思ふ早生系ではチーフー種或は松島種もよいと考へる。

品種は統一して栽培することが必要であるから熟れ一、二に決定して、種子を斡旋したいと思つて居る。

二、播種期

一、秋胡瓜は播種后四、五十日で収穫期に入るから七月上、中旬に蒔くとよろしい結球白菜は八月十日を目標に下種するがよいと思ふ。

三、播種と前後作

一、秋胡瓜は三尺幅の畦に、一尺三寸間隔に一ケ所三、四粒宛直播し六、七葉に成長する頃一株一本立とする

結球白菜は四尺畦に二條一尺－一尺五寸の間隔に七、八粒宛点播する。兩種共に移殖には特別の操作が必要である。

何れも麥、甘藷、馬令諸玉葱、豌豆等の後作とし秋胡瓜の後作は漬菜類や豌豆（前作に豌豆以外の作付地）玉葱等がよく、結球白菜の後作としては移殖栽培の麥菠薐草の晩播、大阪白菜、高菜、チシヤの移殖栽培がよかろう。

胡瓜は胡瓜跡でもよいが一年輪作が望ましく、結球白菜も連作は面白くなく二年間輪作程度で安全である

四、管理

一、秋胡瓜、二回目の瓜守の被覆とベト病に侵され易いから五年式少石灰、ボルドー液に砒酸鉛を混じて本葉三、四葉の頃から二、三回撒布するこ
ある。

肥料は元肥と
や草木灰を施し
ては二、三回下
要がある。摘心の
の項で述べた。

二、結球白菜
雨に叩かれると
から切藁等を敷
防することが肝
本葉五、六枚に成
迄に二、三回に間
本立とする、間
種固有の特性を
つたものを間引く
分の留意を要す
長力の旺んなもの
は失敗の基となる

元肥は堆厩肥を
よろしいが相当多
必要であるから
少量宛の硫安（
酸の混合肥料か
五回に分施する
結球期の窒素肥
要である。

白斑病の発生
場合は王銅を水
溶した液を撤布

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

の封建性

X子

めに来る。憲法二十條により、何人も宗教上の行爲に参加する事を強制されない。今日、この部面のみ見ても例えば慰靈祭等の行事である時は、その他の場合は必要な事丈に止めてもらつた話を思い考える点が多い。宴会等も團体的な大きな目的に賛成者のみのグループを作つてやつてもらいたい。私は、あらゆる祭典其他を悪いからと止めやうと云うのではないが、唯これらに対して何らの意味を認めない者が、参加しない自由を殘してほしいと云うのである。

こども教室

せんそう

六年　島村文一

ちようせんで
せんそうがはじまつた
と云うと　みんな
はやすいそばくだんの話をしている
しだれざくらの
すきまから
にゆうどう雲を見ながら、
僕は
せんそうのことを考えた。

しんきくの花がさいた時

六年　下田美貴雄

しんきくの花が
さいた時、
みつばちがなにかいそいで
すつていた時、
ぐいみのみが赤くうれた時
ほたるが川の岸で
おしりを光らせて　とん
だ時。

くもり日

六年　藤尾美智子

せきれいがおりてきた。
にわさきにちよこんとたち
どまつた。
なにかをくわえて
またとびたつた。

高名の木のぼり

六年　森岡　章

ぼくは木にのぼつてあそん
だ。
木からおりよると木がすべつてころげた、
きのうしてもらつた話を思いだして
ちよっとかんがへた。

▲註　高名の木のぼりは徒然草にある話

ものお話

六年　竹村美津子

ものの木にも春がきました。いまにもさかんばかりの大きなつぼみさん、もうじき花をさかせます。ふつくら白い花です。さくらの花のさきはじめる頃は、もうまんかいでしよう。きれいな花をつけたそのすがたでいつまでもいてくれたらいいのに　花はちつてしまつて、若葉の頃となります。若葉の中からあちこちと、みをむすんであかくうれたももがみえはじめると　暖くなつてくるのです。

花がさいていたころ、たまごの中からうまれた毛虫の子、ごそ〳〵はいながらかわいそうに葉をみんなたべてしまいます。お母さんは　朝に晩にのそ〳〵おりてくる毛虫を、いやらしい顔をしてくいの先でころします。ときにはわすれて窓をあけておくと、家の中まではいつてきます。うらのももの木、ももの花、私はあんなにしてふとつていくももの木がすきなのです。

(7)

(8)

七月の天氣予想

南海道地方

天氣　氣壓配置は夏型となり暑くて良い天氣が多い。

上旬　氣壓配置は夏型となり暑くて良い天氣が多い。

中旬　高氣壓が千島をおゝい本邦の太平洋岸に沿ふ不連續線が活潑となる。このためしばらくの間梅雨模様のぐづついた天氣となる又熱帶性低氣壓が接近する傾向がある。

下旬　北太平洋高氣壓が發達し夏型の天氣となり雷雨が活潑になる。

二、氣溫

上旬　平年より高く、一時はかなり高溫となる。（平年二四、二度）

中旬　氣溫は一時下るが大体平年並（平年二五、五度）

下旬　平年よりかなり高い（平年二六、二度）

三、雨量

上旬　平年よりは少な目

中旬　多目で所によりかなりの大雨があるもよう。

下旬　平年よりは少な目の見込み。

(9)

編集後記

「公民」が生れて一年數ケ月、人間ならよちよち一人歩きの出來る頃です。この頃村民一般の關心が深くなつたのか、原稿が可成集つて來出した事はうれしい公民が一部の人々の爲めのものであつてはならない事は今更言ふまでもありません。男も女も、老人も青年も希望なり經驗なり失敗なんでも出して下さい。そしてお互「公民」をもり育てゝ行きませう。

八月号より公民の紙面を二倍四面に擴張し、村民の興望も充分聽取重点的に記事をのせ、更に希望に應じ「廣告」等ものせ利用價値百パーセントの「公民」に致したいと存じます。

（上田生）

三回撒布することが必要である。

肥料は元肥として堆厩肥や草木灰を施し、追肥としては二、三回下肥を施す必要がある。摘心の事は品種の項で述べた。

二、結球白菜　発芽当時雨に叩かれると生育を誤るから切藁等を敷き與へて予防することが肝要である。本葉五、六枚に成長する頃迄に二、三回に間引して一本立とする、間引の際は品種固有の特性を見定めて異つたものを間引くことに十分の留意を要する。單に成長力の旺んなものを殘すは失敗の基となる。

元肥は堆厩肥と草木灰でよろしいが相当多肥栽培が必要であるから追肥として少量宛の硫安（硝安）過燐酸の混合肥料か下肥を施する。五回に分施する要が結球期の窒素肥料追肥も肝要である。

白斑病の発生する處ある場合は王銅を水一斗に十匁溶した液を撒布し予防する。

結球期に入るとめて結束するとよろしいが外葉を除いたり余り堅く縛ることはよろしくない。

五、收獲

一、秋胡瓜は余り大形となつたり色が白味の強くなつたりせぬ前に一般に少し早目に早朝か夕刻に收獲し乾かぬ様に綠草等を混じて動搖せぬ様容器に容れて造場に運搬する。

二、結球白菜は結球から觸れて堅くなつたら先端は十分緊らずとも收獲し株をきれいに削つて籠や箱に納め動搖せぬ様取扱つて協同運搬場に運搬する。

御願ひ

本稿を読んで御意見のある方や兩種或はその何れかを生産する希望者は、公民館に御申出下さい。相当多数の希望があれば事業計画に繰上たいと考へます。

作出

三、播種と前後作

秋胡瓜は三尺幅の畦に、一尺三寸間隔に一ケ所三、四粒宛直播し六、七葉に成長する頃一株一本立とする結球白菜は四尺畦に二條一尺一尺五寸の間隔に七、八粒宛点播する。兩種共に移殖には特別の操作が必要である。

何れも麥、甘藍、馬令薯、玉葱、豌豆等の後作とし秋胡瓜の後作は漬菜類や豌豆（前作に豌豆以外の作付地）玉葱等がよく、結球白菜の後作としては移殖栽培の麥、菠薐草の晩播、大阪白菜、高菜、チシヤの移殖栽培がよかろう。

胡瓜は胡瓜跡でもよいが一年輪作が望ましく、結球白菜も連作は面白くなく二年間輪作程度で安全である。

四、管理

一、秋胡瓜、二回目の瓜守の被覆とベト病に侵され易いから五年式少石灰、ボルドー液に砒酸鉛を混じて本葉三、四葉の頃から二、

に下種するがよいと思ふ。

三号本種であるの如く、最はそ或は。

五十七月しい目標

本縣と思旺盛つきが子から

葉ろし綠色各種

駒野　八一　三七九
相川　七四　三六二
南泉白石　四九　二五八
宮古野　三九　一九三
五區　三四　一五六
柚ノ木　二三　一九
笹ケ谷　一一　一〇
合計　九一〇　四六五五
そして一世帶宛人口は五・一です
休次
ロ
三〇
五六
五〇
一七
二一
九四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館における社会学級（7月分）

公民館数（63）　前回報告後開設された公民館（なし）

公民館活動の主なものと、その実施館数

法律政治（4）
経済労働（4）
公衆衛生（7）
厚　　生（12）
民間教育（3）
時事問題（5）

公民館にて行われた優秀なプログラムの一例。
（別紙）森村公民館発行の分添付）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四回社會教育研究大會開催要項

一、趣　旨　社会教育関係者及び各方面よりの代表者を会同して、それらの人達の代表する諸機関により遂行される、社会教育活動を向上させ、充実させるための方策を研究審議すべき機会を与える。

二、主催者　文部省、高知縣教育委員会

後　援　高知新聞社、高知放送局、高知縣教員組合

三、會場、日時及び參加區域　参加者は地理的又は交通網その他の理由で都合の良い会場を選定してもよい。

窪川会場	高岡郡窪川小学校	七月三日(月)四日(火)
野市会場	香美郡野市〃	七月五日(水)六日(木)
伊野会場	吾川郡伊野〃	七月七日(金)八日(土)

幡多郡、高岡郡	土佐郡、吾川郡
安芸郡、美香郡	高知市、高岡郡

四、參加者

1、縣教育委員会で選定するもの
(イ)文部省　小和田視学官（但し伊野会場のみ）
(ロ)縣教育委員、縣教育委員会事務局係員
(ハ)縣立学校代表
(ニ)縣社会教育委員
2、市町村当局で選定するもの
(イ)市町村長及び関係者
(ロ)市町村社会教育の中心は何か　市一〇名　町村二名〃
(ハ)市町村公民館運営審議会委員　各校男女各一名以上
(ニ)市町村会議員代表　二名〃
(ホ)市町村所在学校代表　二名〃
(ヘ)図書館関係代表
(ト)公民館関係代表
(チ)婦人團体代表
(リ)P・T・A代表（教員以外の者）各P・T・A男女各二名〃
(ヌ)青年團の代表　團体毎男女各二名〃
(ル)農業協同組合代表　組合毎各一名〃
(ヲ)体育團体の代表　一名〃
(ワ)民主的な文化團体代表　團体毎、一名〃
(カ)新聞社、放送局関係者　〃
(ヨ)各種委員会代表（弘報委員）　團体毎に一名〃
(タ)その他適当と認められる者
3、地元市町村であつせんするもの
(イ)地元校下のP・T・A会員
(ロ)地元市町村、青年團員、婦人会員、一般村民自由参加
(備考)会場施設の許す限り一般公衆を傍聴者として自由に出席を奨励すること。

五、日程及び講師指導者一覧表

第一日　司会者　地元町村長

時間	議題	方法	講師並びに指導者	
			窪川会場	野市会場	伊野会場
九、三〇 九、五〇	この大会の持つ意義	講演	教育長又は社会教育課長	同上	同上
一〇、〇〇 一二、〇〇	○市町村社会教育の中心は何か 1市町村長の任務と社会教育委員 2社会教育委員と公民館館運営審議委員その他の委員代表	講演式討論 三―五名	岡部　金重(興津) 三宅忠二郎(佐賀) 岩合　茂 窪川町弘報委員長	小和田視学官 中島精一郎(弘岡上) 松本　正明(市) 山原健二郎 伊野町弘報委員長	井上　三房(大崎) 岡林　秀起(越知) 水田　廣光(宇治)
一三、〇〇 一四、三〇	○私の町村の社会教育	講演式討論 三名	野崎　俊基(野市) 浜田佳吉(奈半利)	山田町弘報委員長 西川　隆重	野崎利光(馬ノ上) 阪本　泉(長岡) 西内　四郎(日章)
一四、三〇 一五、〇〇	レクリエーション	全員	久武　四男(久礼) 山本　博章(佐賀)	高野　清栄(上分)	
	○よい計画のたて方				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

五、日程及び講師指導者一覧表

第一日　司会者　地元町村長

時間	議題	方法	代表範囲	講師並びに指導者 窪川会場	野市会場	伊野会場
九、三〇 九、五〇	この大会の持つ意義	講演	主催者	教育長又は社会教育課長	同上	同上
一〇、〇〇 一二、〇〇	○市町村社会教育の中心は何か 1 市町村長の任務と社会教育委員 2 社会教育委員と公民館館運営審議委員その他の委員代表	講演式 討論 三—五名	文部省 市町村長 社会教育團体代表 教育委員会代表 弘報委員代表	岡部　金重（興津） 三宅忠二郎（佐賀） 岩合　茂 窪川町弘報委員長	野崎　俊基（野市） 浜田佳吉（奈半利） 西川　隆重 山田町弘報委員長	小和田視学官 中島精一郎（弘岡上） 松本　正明（市　） 山原健二郎 伊野町弘報委員長
一三、〇〇 一四、三〇	○私の町村の社会教育	講演式 討論 三名	市町村長	久武　四男（久礼） 山本　博章（佐賀） 高野　清栄（上分）	阪本　泉（長岡） 西内　四郎（日章） 野崎利光（馬ノ上）	井上　三房（大崎） 岡林　秀起（越知） 水田　廣光（宇治）
一四、三〇 一五、〇〇	レクリエーション		全員			
一五、〇〇 一七、〇〇	○よい計画のたて方 1 施設即ち公民館、図書館及び学校その他並びに團体 （イ）公民館　（ロ）図書館 （ハ）社会学級　（ニ）青年團 （ホ）P・T・A　（ヘ）婦人会 （ト）体育会 （チ）視聴覚教育委員会	分科会 討論	全員			

第二日　司会者　地元学校長

時間	議題	方法	代表範囲	講師並びに指導者 窪川会場	野市会場	伊野会場
九、〇〇 一〇、〇〇	○図書館法について	講演式 討論	文部省又は縣教育事務局 図書館長	島崎英夫 川村源七	同上	小和田視学官 川村源七
一〇、一〇 一一、〇〇	○よい指導者について 1 よい役員とは 2 役員の選出 3 討論の司会の仕方 4 議事の進め方	陪席 討論	文部省 教育委員会 事務局 社会教育委員 社会教育團体代表	中島陸馬 前田健造 吉門進（上ノ加江） 長崎丑（松葉川）	中島陸馬 村岡卓右衛門 岩村重喜（安芸小） 西内嘉（山北）	小和田視学官 中島陸馬 高崎市子 島本冨士陽（初月） 森本絹子（一宮）
一一、〇〇 一二、〇〇	よい計画のたて方	合同 討議	全員			
一三、〇〇 一三、三〇	レクリエーション		全員			
一三、四〇 一五、〇〇	青少年の不良化防止について	陪席 討論	高知縣 国家警察 青年團 婦人会代表 教員組合 教育委員会事務局	兒童課　中島憲夫 大正町　森山茂樹 窪川町婦人会代表 中城勝美 安並末廣	同上 在所村岡村聰次郎 野市町婦人会代表 関敏夫 大畠久吉	同上 清水村　神野敏子 伊野町婦人会代表 岩崎幸吉 滝石好照
一五、一〇 一六、〇〇	○効果について反省と協議 1 前年度に比しての内容の検討 2 明年度に対する希望	協議	司会者 社会教育課長 又は代理			
一六、〇〇 一六、〇〇	閉会の挨拶		社会教育課長 又は代理			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

REC'D C.E.
DATE 27 JULY 1950

題目　7月のPTA活動報告

宛名　四国民事部教育課　ミス、ジョンソン

1. 本月中のPTAの特筆すべき発展（動き）

高知縣小中学校PTA連絡協議会結成が見られた（6月23日）

2. 重要な会議　会合の報告 Report of important meetings, Conferences etc

社会教育研究大会を縣下3ヶ所（窪川、野市、伊野）で実施し、

その分科会においてPTAの年間プログラムのたて方について討議し

今日は実際にプログラムをたてることについて実習をした。

（社会教育研究大会の要項別表の通り）

3 備考　効果判定の諸問題 Remarks

PTAの本質につき参加者に効果を与えた。

報告者　高知縣教育委員会社会教育課長　西村正男

係　〃　社会教育課主事　前島元祝

高山系文部長真会事務局

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

304

F 685 Rub cy D

Return to cy

KOCHI SHIMBUN Aug. 14, 1950

On Aug. 11, an agreement was reached between the municipal education section and the municipal assembly on the construction work of the former Industry and Foreign Trade Hall of Kochi Exposition as central public hall of Kochi city.

The construction work will be completed by the end of November, with the estimated cost of ¥ 7,000,000.

The projected public hall has a capacity to accommodate 2,000 persons (the fixed seating capacity is 840).

As for the operation of the public hall, an emphasis will be placed upon the holding of various lecture meetings, training courses, concerts, and movies showings.

The public hall also has a plan to conduct a "public hall marriage ceremony" now winning popularity at various parts of the country.

By Takahashi Aug. 16, 1950

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F
685

Visit at Oshino-mura C.P.H. in Kochi Prefecture

13 June 1950
M. Wada
Translated by H. Seno

Name: Oshino-mura C.P.H.

Location: 2120, Osone, Oshino-mura, Nagaoka-gun, Kochi-ken

Date: 25 May, 1950

Purpose: Specially to see the activities of branch C.P.H.

Establishment

The main C.P.H. is located near the primary school and the village office. It was the former attached building of the primary school, a wooden one-storied house (35 tsubo, capacity of 200 people).

Each branch C.P.H.'s statistics

Bloc	No. of households	Population
Noma	89	390
Nisaikubo	39	182
Tai	30	143
Takenaka	47	237
Yagi	32	155
Seki	54	255
Nishinono	71	337
Sumiyoshino	54	245
Iyoriku	44	189
Inayoshi	50	214
Shinohara-minami	100	461
Shinohara-kita	76	296
Myoken	72	345

Organization

The members of the main C.P.H. shall consist of the villagers. (Population - 4124, households - 914.)

The members of each branch C.P.H. shall consist of the people of each bloc.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Staff

Officers at the main C.P.H.

Head of the C.P.H. 1 (part-time and non-payment)
Head of the village supervise all the business of C.P.H.

Assistant heads of the C.P.H. 2 (part-time and non-payment)
They assist the head of C.P.H. and represent him while he is absent.

1 man - a former teacher of a middle school (a repatriate)

1 woman - a graduate of a college

Officer (shuji) 1 Full-time, paid
He manages all the business of the C.P.H., keeps liaison between C.P.H. and other miscellaneous organizations in the village, coordinate between the main C.P.H. and other branch C.P.H.

The branch C.P.H. has the head respectively. (part-time and non-payment) The staff-members of the main C.P.H. shall be elected at the general meeting. The head of each C.P.H. shall be elected at each bloc.

Administration

According to the social education law, the main C.P.H. has the Advisory Committee to decide the administration of the main C.P.H. and other 13 branch C.P.H.

Advisory Committee are elected as follows:

2 principals (men)
10 representatives of organizations (9 men, 1 woman)
12 intelligent and experienced people (men)

Some of branch C.P.H. have Branch Committee.

The main C.P.H. has the following departments:

1. General Affairs
2. Culture
3. Library
4. Accomplishments
5. Industry
6. Physical education
7. Health
8. Information

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Almost all branch C.P.H. have such departments, too, and makes plans respectively, and carry them out after being decided by the Advisory Committee.

Facilities:

Main C.P.H. has 1,600 books, 200 magazines, two kinds of papers. 1 organ, 1 radio, 1 machine, 2 ping-pong tables. Each Branch C.P.H. is furnished with pingpong-tables, reading-rooms, and other entertainment equipments, but very poor.

Utilization

The kindergarten has been using the main C.P.H. since last year. Therefore the C.P.H. can not use the whole facilities fully. In next autumn, the new building for the kindergarten will be completed. So the C.P.H. will be able to use the whole building from next autumn.

Various meetings were held at the main C.P.H., 12 days per month in average for the past few months. Various meetings were held at branch C.P.H., 10 days with about 150 attendance, per month in average. The main and branch C.P.H. are opened free to the villagers, but collect ¥200 one time from the people who want to make money by using C.P.H. facilities.

Budget of main C.P.H. in 1949

Income

National subsidy	¥15,800
Prefectural subsidy	49,100
Village subsidy	217,100
Profits	10,000
Donation	5,000
Paid by org.	20,000
Total	¥ 387,000

Outgoing

Construction expenditure	¥ 7,000
Expenses for meetings & other activities	132,000
Salary to the officer (shuji)	67,000
Office expenses	17,000
Furniture	54,000
Others	110,000
Total	¥ 387,000

In 1950, the main C.P.H. makes plans to get some more new facilities. So the budget is expected to be considerably increased. Each branch C.P.H. has the budget separately.

Impressions

In short, the Oshino-mura main C.P.H. has a branch office in each block, linking up with each other. They are making activities as one

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

organization in a body, and at the same time, each branch is an independent C.P.H. in each block. Consequently it can be said that there are 14 C.P.H. in one village. It is a good idea to have several branch C.P.H. in a mountaineous village, but Oshino-mura is a plain village, so, I do not know it is good or not to have a branch C.P.H. in each small bloc.like that. There is no provision as to branch C.P.H. in the social education law. The Advisory Committee of the main C.P.H. is working for each branch C.P.H.. In other words, each independent branch C.P.H. are under the control of the Advisory Committee of the main C.P.H. When many branch C.P.H. exist in a village like that, I wonder these branch C.P.H. might be gradually quite isolated and in consequence, the people of the village might forget to make the over-all program.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F
685

Visit at Gomen-cho C.P.H. in Kochi Prefecture

9 June 1950
by M. Wada
Translated by H. Seno

Name: Gomen-cho C.P.H.

Location: 11 Gomen-cho, Nagaoka-gun, Kochi Prefecture

Date: 24 May 1950

Purpose: To see the real situation of inactivity

Establishment:

The Gomen town authorities bought the office of the former Credit Union in 1948 with ¥200,000, repaired, and established C.P.H. on 5 April 1949. This is only one C.P.H. in the town (445 families, 1787 people).

Facilities:

1. Assembly hall, which is used for auditorium and reading room (10 tatami)
2. Entertainment hall (Half size of assembly hall)
3. There is no library. 120 books, 2 kinds of magazines are exhibited in the glass shelves.
4. A ping-pong table and its equipments
5. There is no play-ground.

Staff:

Head of C.P.H. - K. Yamamoto, the head of the town is working as the head of C.P.H., part-time and non-payment

Officer - One middle-aged woman (full-time and paid)
The head of the C.P.H. appointed her in accordance with the constitution of the C.P.H.

Office-clerk and treasurer: One

The head of the C.P.H. appointed him in accordance with the constitution of the C.P.H. At present, the deputy-mayor is working as a part-time office clerk and treasurer. (non-payment) The head of the C.P.H., here, is only the name. He seems very inactive. In fact,

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

the officer, here, seems to be a janitor even if she is called as the officer in accordance with the constitution. She lives in a small house behind the C.P.H. which belongs to the C.P.H. She gets small salaries and is in charge of quarters every day and night. Most part of her duties is cleaning the C.P.H. She seldom takes care of lending and accepting books. She never do any business suited to her position. The office clerk is working on the budget and on lending the C.P.H.

He never keep any records of the C.P.H. I (Wada) asked him how often the C.P.H. has been used. He could not answer at all. After all, I clearly understood that the building of C.P.H. is made of foreign style and looks rather nice, but no proper activities have ever been carried out.

Administration:

According to the constitution it stipulates that the Advisory Committee shall consist of 6 members, but in fact, there are 5 members, at present. The Advisory Committee's Election Committee which consist of Town Assembly members, Information Committee members, Social Education Committee members elected the following Advisory Committee members.

Town Assembly members - 2 (men)
Social Education Committee members - 2 (men)
Members - 2 (at present 1 woman is elected, one is vacant)

According to the constitution, there should be active Departments of Culture, Library, Assembly, Industry and other business, but these organizations are not clarified, dull and inactive.

In fact, they have no plan for C.P.H. administration and have carried out no activities.

Budget:

At the beginning of 1950.

Income

C.P.H. expenditure out of the town expenditure ¥ 63,800

Besides, some subsidiary from the prefactural govt, is expected (¥15,600 was the last year's subsidiary)

Outfoing

1. Miscellaneous allowance ¥ 8,500
   (Allowance for 5 Advisory Committee members ¥ 2,500)
2. Supplies ¥ 45,300
   (mainly for books, etc.)
3. Repairs ¥ 10,000

Total ¥ 63,800

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Utilization:

It is usually used for the village assemblies, and private assemblies, but, never be used for adult education, nor for proper purposes of C.P.H. It seems that no body in the town complains for it. In fact, the town authorities and the people are likely not to be concerned in it. This C.P.H. has the regulation on the rent as follows:

0800 - 1700	¥100	
1700 - 2200	¥200	
party	¥400	
one hour after the regular time	¥ 50	
reading books at C.P.H.	free	
lending books	¥ 2	one book per day. Permissible to keep one book for 5 days at a time.

However, in fact, C.P.H. rent during day-time is free of charge. So the regulation should be amended, but still not amended.

This C.P.H. sent the official report to the Mombusho on utilization of C.P.H. as follows:

C.P.H. was used 98 times in 1949

Discussion meeting	24
Training course	12
Lecture meeting	10
Athletic meetings	2
Meetings in general	35
Others	15
	98

Impressions:

This C.P.H. has no regulations nor Advisory Committee in accordance with the Social Education Law, but they still continues the old system. They keep no record. Consequently, their reports to the Mombusho and the prefectural office are false. The town authorities should have more knowledge of C.P.H. On the other hand, the Board of Education must give some good advices to the C.P.H. authorities.

I (Wada) told the town authorities that some programs of C.P.H. activities in accordance with the social education law should be carried out. They answered that they will make some programs as soon as possible. However, I do not think they will make any activities or amendment so soon. Because the town authorities have no understanding of C.P.H.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Constitution of the Gomen C.P.H.

Chapter 1 Name

Chapter 2 Purpose

Chapter 3 Membership

All the people in the town shall be the members of C.P.H.

Chapter 4 Organization and business

In order to attain the purpose of Chapter 2, they shall have the following departments

1. Culture, 2. Library, 3. Assembly, 4. Industry, 5. Other business

Chapter 5 Officers:

1. Advisory Committee	6
2. Head of C.P.H.	1
3. Officer	1
4. Clerk and treasurer	1

The term of officers shall be 2 years. The officers may be re-elected.

Chapter 6 Election of the officers:

1. The Advisory Committee's Election Committee shall elect the Advisory Committee from among the members by secreta ballot.

2. The head of the town shall act as the head of C.P.H., who shall appoint the officer and other staff after hearing the opinions of the Advisory Committee

3. There shall be two kinds of general meeting, regular and temporary. The regular general meeting shall be held once a year in April. The discussion shall be made by majority vote.
The discussion shall be held whenever necessary.

Chapter 7 Amendment of the constitution

The constitution shall be amended by majority vote.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F

685

Visiting the Hirooka Kamino-mura CPH, Kochi prefecture

June 1, 1950
By M. Wada
Translated by H. Seno

Date : May 24, 1950

Location: 1716, Hirooka Kamino-mura, Agawa-gun, Kochi prefecture

This CPH was recommended by Kochi Board of Education as an active and model CPH. I (Wada) visited there to see the real condition.

Establishment:

T. Yamashita Principal of the primary school was transferred to this village in April, 1948. Consulting with the village authorities, he organized a youth organization to meet with the confused situation.

Around that time he realized the necessity of CPH which was introduced by the Mombusho and the Ken Government.

The young boys and girls of the youth organization agreed with his idea of establishing CPH. The village authorities approved it. They repaired the ruined old house which had been used for the former youth organization and made it into new CPH. Young people started to work hard for it in July and completed it in August 1948. CPH was opened at the end of September, 1948. It was so soon completed that they had hardly time to talk it to all the villagers. This is one of the early started CPH in Kochi Prefecture.

It cost ¥200,000 which was paid out of the village expenditure and the profits of the youth organization, while the young people worked for it without pay.

Facilities:

The building is divided into two rooms one for assembly, reading books, and sewing machines. One for entertainment hall for movies and dramas. This room is to be used for the athletic hall on rainy days. It is located at the corner of the play-ground of the primary school. Therefore, they can use other necessary equipments in common with the primary school.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

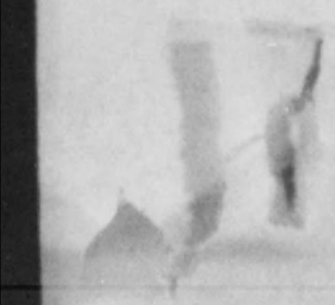

They are buying necessary equipments for CPH with profit of the youth organization. At present, they have about 400 books for general public, 300 books for children and 6 kinds of magazines, 2 kinds of newspapers, and other 100 pamphlets.

Two sewing machines, 1 magic lantern, some equipments for sports are provided.

Staff:

Head of CPH: 1 T. Yamashita, principal of the primary school

He though part-time, is in charge of CPH, no renumeration was given to him before April 1950. But he is getting a small amount of remuneration since.

Shuji: 1 (full-time) a man of over 50 years of age is doing all duties of CPH, general affairs and lending and receiving books, etc. He always stay at CPH day and night.

These two officials are handling all the CPH affairs.

Administration:

At the beginning, they had a temporary regulations for administration, but a new regulations was sent up formaly in April 1950 based on Social Education Law. (see the attached papers). The Advisory Committee consists of 20 members, 4 principals, 4 representatives from the youth organization, 6 from agricultural cooperative union, 2 from public health circles, 1 from land commission, 1 from religious circles, 2 intelligent and experienced people.

They have the following 5 departments;

General Affairs Dept. - general affairs accounts
Culture Dept. - education, books, performance
Industry and Economic Dept. - industry, domestic science main activities are centralized to this Dept.
Social Dept. - social education, welfare
Health Dept. - sanitation, health, and physical education.

Budget:

The budget for CPH has been summed up in the village expenditure since April 1949.

CPH Budget for 1949

CPH budget from the village expenditure ¥ 72,308

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

National subsidy	¥ 9,900
Prefectural subsidy	40,600
Profits	10,000
Donation	2,000
Total	¥ 134,808

In 1950, they got CPH budget in the village expenditure amounting ¥160,000 which is higher than of last year by ¥87,692.

Program:

Program has been made, concentrating on the following 2 main points:

1. As most of the villagers are farmers, they concentrate their upon training courses and lecture meetings on agriculture.

2. In order to promote women's culture, they make schedules for holding training courses and lecture meetings for women.

Regular monthly program:

1. Agriculture study group:

They meet on 21st every month. This group plays the most important role in the CPH activities, organized with permanent members of earnest farmers, including members of the youth organization. They study agriculture from scientific and theoretical point of view. Recently it is said that people of other villagers joined this group.

2. Study groups of the youth organization:

Each group of the youth organization (Industry, Culture, Social, general affairs and physical education) meet once every month.

3. Flower arrangement group:

They meet every Saturday. It is very popular among women and young girls.

4. Training course for foreign dress making:

They use two sewing machines which are equipped in CPH.

5. Athletic group:

They meet every Saturday.

6. Group of interested people:

Haiku-kai (15th, 30th of every month)
Yokyoku-kai (no recitation group) (4 times a week)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Program of each month:

Besides the monthly program, various programs are scheduled alloting in each month for instance for adult education, social education class, women's class, agricultural studying meeting, cooking, sanitation, discussion meeting, movies, etc.

Utilization:

The books are well utilized to be lended. The charge is ¥1 per day. The monthly income is ¥700 or ¥800.

Sewing machinesare released to the public with ¥3 per hour.

The assembly room is released free to the public.

The entertainment room is released to the public with ¥100 (charge of electric light) per one evening.

This village is noted because the villagers are honest, simple and harmonious. The population is 1,735 and 336 households. Therefore, it seems all the villagers are cooperative for CPH activities and using CPH at ease.

While I (Wada) was there for about two hours, 3 women in working dresses visited CPH to borrow new books, returning old books back. In the entertainment room, movies were screened by Natco. CPH is being utilized by the villagers for all meetings, public and private.

CPH was utilized 227 times for 405 days from February 19, 1949 to March 31, 1950, that is: more than once every other day. CPH is located around the center of the village, therefore, they need not to establish any more branch CPH.

Remarks:

It is well administrated despite of with few staff members. The facilities are very simple. It is well utilized by all the villagers because this is only one CPH in one village. I (Wada) think that this is a good example of CPH which makes a good activities not withstanding of simple facilities, having no branch CPH.

I could not notice any special defect at CPH, but I saw a lots of flies were flying around in the hall. They seemed quite indifferent about it showing that the villagers lack the idea of sanitation. Some enlightening movement should be done by CPH.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Regulation of Establishment and Administration
of Hirooka Kamino-mura C.P.H.

Administrative regulations of Hirooka Kamino-mura C.P.H. have been enacted and promulgated as follows:

April 27
Seiichiro Nakajima
Head of the village

Article 1. In accordance with the social education law, this village shall establish a C.P.H.

Article 2. The purpose of this C.P.H., shall be to carry out many programs of education, and culture befitted to the real circumstances of the villagers and at the same time to improve intelligence and health of the villagers, purify their sentiments, and promote the social welfare.

Article 3. The name shall be the Hirooka Kamino-mura C.P.H. and the office shall be located at the primary school of the village.

Article 4. The C.P.H. shall be administrated by the village. The head of the village shall supervise the C.P.H.

Article 5. The expenditure for administration of the C.P.H. shall be shared by the villagers.

Article 6. The C.P.H. shall have the following officers:

Chief of C.P.H.	1
Officer (<u>shuji</u>)	1

The head of the village shall appoint or dismiss the chief of C.P.H. who make programs, carry them out, and supervise the staff members.

The chief of C.P.H. shall appoint its officer (<u>shuji</u>) who engage in general affairs.

Article 7. Advisory Committee shall be established.

Article 8. Advisory Committee shall answer the questions from chief of C.P.H., investigate and consider each program.

Article 9. The Advisory Committee consists of 20 members. However, less than 5 temporary committee members shall be appointed besides the fixed number, whenever necessary.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Article 10. The term of the Advisory Committee shall be 2 years. The term of a supplementary remaining period of the predecessor. Committee member may resign the post even during the term of office.

Article 11. The income made by the business of C.P.H. shall be the income of the village.

Article 12. Besides this regulation, the head of the village shall decide the other matters when necessary.

This regulation shall be effective from the date promulgated on.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Administrative regulations of Hirooka Kamino-mura C.P.H.

Administrative regulations of Hirooka Kamino-mura C.P.H. have been enacted and promulgated as follows:

April 27
Seiichiro Nakajima
Head of the village

Article 1. With regards to the administration of Hirooka Kamino-mura administration of Hirooka Kamino-mura C.P.H., it is regulated in this regulation besides the law concerned; and the Establishment and Administration Regulation. (It will be called the Regulation in the following articles.)

Article 2. In order to achieve the purpose of Article 2 of the Regulation, the following business shall be put into carried out.

1. Regular training course shall be opened.

2. Discussion meetings, training courses, practice meetings, exhibitions shall be held.

3. Books, records, models, and materials shall be prepared for us.

4. Meetings for physical education and recreation shall be held.

5. To keep liaison with other organizations.

Article 3. In order to achieve the above-mentioned business, department shall be established and chief of each dept shall be appointed to be in charge of its administration.

Article 4. Chief of C.P.H. shall appoint the department chiefs who make plans and carry them out.

Article 5. Meeting of C.P.H.

1. Chief of C.P.H. shall convene the regular administrative deliveration meeting on the 1st of every month and temporary meeting shall be convened by request of 1/5 of the committee members, or whenever approved by chief of C.P.H.

2. The Advisory Committee meeting shall be presided over by the chairman who was elected by mutual vote by the committee members. The Advisory Committee may have special committees if necessary.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3. The meeting of chief of department shall be held whenever necessary. Each department shall have some standing committee members who hold the meeting whenever necessary.

4. The quorum of each meeting shall be the majority and decisions shall be made by majority vote.

5. The chairman of each meeting must submit the minutes which was written by the officer (shuji) or some proper person.

Article 6. The person in charge of the accounts who was appointed by chief of C.P.H. shall put in order the income, made by the business of C.P.H., collect and pay it to the treasurer of the village office by 10th of every month.

Article 7. Besides this regulation, chief of C.P.H. shall decide the by-laws with the agreement of the Advisory Committee.

This regulation shall be effective from the date, promulgated on.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F
685

Social education class at CPH in June 1950, Kochi

Maeshima, Social Education Section
Nishimura, chief of Social Education Sec.

Number of CPH in Kochi 63 8 CPHs increased after we sent the previous report to you

The following main topics were taken up for CPH

Legal and Government	at 3 CPH
Economics and Labor	3
Public health	5
Welfare	0
Information	3
Current topics	3

Miwa CPH is publishing a newspaper

Encl: A copy of Miwa shinbun.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(2)

Headline of Miwa shimbun

Published by the Miwa CPH
Nagaoka-gun, Kochi

June 5, 1950

Specific

1. What can CPH do?
2. Sports and Democracy
3. History of the Miwa Agricultural Cooperative Union
4. A villagers' voice to the Miwa Shimbun
5. Nursery is going to be established in Katayama
6. 4H club was established in Hamakaida Youth Organization
7. Hamakaida Fishing place is being cleaned
8. Youth meeting were held in Miwa

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

What can CPH do?

8 August 1950

Following is the purport of the article above mentioned.

1. Article 20 of the Social Education Law is quoted.

2. CPH cannot control organizations for social education. CPH carries out programs which other organizations are not able to do so. Or CPH carries out programs when CPH can do it better than each organization carried out their programs separately.

3. CPH needs equipments such as a reading room with books, materials, a slide, projector, gramophone, *etc*.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館に於ける社会学級　（6月分）

公民館数（63）　　前回報告後開設された公民館（8）

公民館活動の主なものと、その実施館数

法律政治（3）

経済労働（3）

公衆衛生（5）

厚　　生（0）

民　間教育（3）

時事問題（3）

公民館にて行われた優秀なプログラムの一例

（別紙　三和公民館発行の分）

高知県教育委員会社会教育課　担任者　前島喜蔵

報告者　高知県教育委員会　社会教育課長　西村正男

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三和

教育振興

昭和二十五年六月五日　發行第十一號　編輯兼發行人　高知縣長岡郡三和村公民館　發行所　全上　印刷所　山協印刷所

「公民館」は何をする？

同じ「ジアイ」に幾何瘦もの舟がもようで多勢が釣つて居ても、或る人は何貫も釣るかと思ふと仲々成績の挙がらない人もある。何故か？魚釣についてのコツ、知識技術等を辨へているか居ないか、によつて、海の幸を多く受けるか少く受けるかがきまるのである。これと同様我々の社會に於ても人々がお互に出來るだけ、幸福な生活が營めるやう、多くの法律や、規則や、協定がある。兒童福祉法だ、それ生活保護法だ、地方自治法だ、協同組合法だ等々と擧れば限りがない程よい法律が多く出來て居ても、人民の側にこれを利用し自分のものにする。知識りない時は、全く「猫に小判」「寶の持腐れ」でそれは全く魚の多く居る「ジアイ」にかゝつて居りながら魚を鈎に釣らずに引上げる素人大公望にも等しいのではあるまいか。

このやうな残念なことのないやう、お互の生活して居る社會國家の事を出來るだけ多く知つて、我々の短い人生を出來るだけ有意義に送ることの出來るやう、（特に敗戰後の變化の早いこの時代に）お忙しい皆様に最も早く簡單に、樂しみ且つ學んで頂くため に御仕へするのが公民館の仕事です。

序に

難しそうだが法律では公民館の目的としこんなに言つてありますので次に掲げますと、

『公民館は』「市町村その他一定區域内の住民のために、實際生活に即する教育、學術及び文化に關する各種の事業を行ひ、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社會福祉の増進に寄與することを目的とする」

次に「公民館」は社會教育の諸團体（青年團、P・T・A、婦人會等々）と別個のものではない。又社會教育の諸團体の上位にあつて、これ等の團体に号令する機關では勿論ない。青年團や婦人會その他の各種團体の世話役的存在となり、ときには諸團体で行ふことが不可能な場合や、また各種團体の機能を綜合した方が一層効果があがるやうな場合に、これ等諸團体に互して實行團体ともなり、相談役ともなり、又は綜合調整役をもつとめるべきものである。

第三に「公民館」の施設建物、設備としての使命は又重大である。図書を備へ、閲覧室を持つた図書館としての使命、又村の昔から現在までの文化、政治、經濟、産業等に關する文献、資料を整へた博物館としての使命、この二つに加ふるに誤樂器具を（幻燈機、映写機、碁、将棋、蓄音機、樂器、テレヴジョン等々）設置した公民館となつてこそ本來の使命を全うするものと言ひ得るのである。

我が「三和村公民館」は併設公民館として発足したばかりであり、多くを望むは無理であらう。しかし科學は原子時代、政治は國際連合、經濟は世界經濟の時代に、竹槍と、國家至上主義と、自給自足の旧い殻を抜け出て世界といふ大きな「ジアイ」で大きな魚をビクーぱい釣らうと思ふならば、そのコツと技術の修練場たる『公民館』を更に更に充実する必要があるのではあるまいか。（をはり）

（町村じまんくらべ

「村長」土佐交通の後免町駅から南へ約三キロ バスにゆられますこと僅かに五分四國山脈の翠巒を背に洋々たる土佐湾の潮を抱つた平和郷三和村が皆さまをお待ちしてをります。水田三百町歩香長平野の一穀倉でありますと共に豊な漁場として恵まれた地形にある三和村は又それだけに風光明眉の地であります。俗に十市の金比羅様と云はれております有名な琴平神社は村の西端琴平山上に鎮座いたしてをりますが此の琴平山から白砂青松の海岸線には四季行樂の人々が後をたちません。

事實琴平山上から香長平野を伏かんし雄大な土佐湾を望むの景は實に縣下有數でありますが奇岩甌礁の変化こそ見られませんが遠く水平線の彼方に煙る室戸、足摺の繪畫的な風景更に點在する白帆を追うて右に目を転じますと波濤白く巖をかむ桂濱が指顧の間に横はり其の東端から東に延びる海岸線は白砂青松の美を連ねて遠く手結と結び此の間波は静になぎさを洗ひ夜は松らいと共に波の音が枕に通うて参ります。此の海岸線のほぼ中央にあります三輪の瀦は三和村灘改田の海瀦でありまして一つに弓ケ瀦と稱してをりますが春は烟霞に夏は海水浴納涼に秋は觀月に宜しき自然の一大公園を形成いたしてをります。もしそれ此の海濱に莚を敷いて地曳網の風情をめで更に袋を開いてチリメン雑魚の「ヌタ」を口にせんか其の美味正に天下一品であります。

かやうに三和村は誠に風光絶佳の地でありますが又産業方面に於いても天下に誇り得る施設を持つているのであります。乃ち去る三月陛下の土佐路御巡幸の砌り親しく其の操業並に製品を御覧に供し無上の光榮に俗した協和農機株式會社がそれであります。昭和二十三年復興博覧
を更に昨年全
於て優勝旗を
界の最高峯に
德望共に高き
に餘る從業員
動力用籾すり
に更に拍車を
の製品は全國
海外に迄進出
評のある所で
あたりで人情
ざる協和農機
介いたします

一、籾すり買
脱穀買ら
展示會で
一日本一

二、家族主義
おやぢ社
負けてな
一家の底

三、北海道な
日本國中
ら飛ぶと
ンマー協

四、籾すり脱
行くぞ北
千と九百
はいさみ

只今の歌
は創業以來
勞資協調の
羨望の的と
す。村の中央
太夫の改井田
田城趾一帶の
に連り南は
て洋々たる
里濤声松ら
あります。

人口四千五
家が六百二十
なつてをり
わいされて
ました速成
漸く復活い
三和村を形
ます。

今年は特
スの速成栽
すでに、都
ておりま
想像願いた
園藝農業
園藝組合長
氏に園藝に
うことに致
「中田一
三和村は誠
まして主食
が食べたけ
果物を食べ

主張

スポーツと民主主義

三和中學北村教論

アメリカの教育使節團報告書のの中に次のやうな言葉がある。即ち「スポーツマンはスポーツを愛するが故に競技を行ふが、一定の規則に從つて競技する。これは民主主義的な生き方の一例である」即ちスポーツマン行の動が民主主義的な行動の模範的一例として擧げられているのであるが、私はこの言葉は極めて簡明に民主主義のあり方を表現していると思ふ。民主主義は實践的問題である。實践的問題として民主主義はスポーツと深い關聯を有することを我々は感得するのである。

民主主義はリンカーンの定義をたてにとつていふならば、第一に人民の、第二に人民の爲の、第三に人民による政治であるが、第一は民主主義の原理を示し、第二は目的を示し、第三は方法を示すものである。

以上の様な立場からスポーツとの關係を考えてみたい。

第一、原理的考察、民主主義は自主性、自律性、獨立性、自由性等、自發性と云ふ凡そ「自ら爲す」と云ふ主態的態度に於て成立するのであるが、スポーツは果して如何、詳言するまでもなくかゝる態度は「スポーツの成立の要件」として第一に要求せられるものである。スポーツがかかる精神に於はれ全時にかゝる精神を強め深め且つ高めると云ふことはスポーツの根本性格であり、スポーツの本質である。スポーツは自由の精神に於て行はれ、實践理性の優位、意志優位に於て行はれる。然るにそれらは民主主義の原則とするところであり、スポーツはこの原理に培ふものである。スポーツの實踐は極めて鞏固なる意志と自由精神とを必要とし、それらは練習によつて強化されると共に練習や試合はかゝる精神の缺如しているところでは行はれない。

第二、目的考察、民主主義的なスポーツの目的は各個人の爲に行はれるものでなければならぬ。從つてその目的は國家とか民族とか云ふ如き超越的なものから强制的に規定されたものでなく、人間自体の立場から、或は自己目的の立場から設定しなければならぬ。自ら目的を設定することが何よりも必要である。このような見地からしてスポーツの目標として「よりよき生長」と云ふことを擧げ得るであらう、かく考える時スポーツは一義的劃一的に法定することは不合理であり、民主主義に反するものである。從つて多様であつて然るべきである。只併し多様の目的の下に自由に行はれる場合に於ても、常に正義を重んじ、協同精神、友愛の精神に於て行はなければならぬ。そこにスポーツが民主主義的人間の形成に寄與しうる所以がある。

第三、方法的考察、民主主義の立場からすれば、スポーツは第一に一部の層の独占物ではなく、それが人民大衆のものとならなければならぬ。少數選手の爲のものでなく、多數人民の爲のスポーツでなければならぬ。即ち家庭や安全なあき地でやれる体位向上に役立つスポーツを發展させなければならぬ。第二に体育協會、青年團を含むスポーツ團体（村体育會）校友會運動部の活動が強化し普通化しなければならぬ。第三にスポーツの原理や目的を實現しうる方法を研究しなければならぬ。即ち個性を尊重し且つ之を伸長する方法、創造性や判斷力を練るやうな方法、自由の何たるかを知らしめ且つ尊重し、それに對して責任を持たしめる方法、正義と友愛を感得し体驗する方法、規律を即自律に轉ずる方法等が研究され實施されなければならぬ…（未完）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

所　山協印刷所

そ本來の使命を全うすび得るのである。和村公民館」は併設公発足したばかりでありむは無理であらう。し原子時代、政治は國際は世界經濟の時代に、家至上主義と、自給自を抜け出て世界といふアイ」で大きな魚をビらうと思ふならば、そ術の修練場たる『公民更に充実する必要があるまいか。（をはり）

東に延びる海岸線は白を連ねて遠く手結と結は静になぎさを洗ひ夜共に波の音が枕に通う。此の海岸線のほぼ中ます三輪の濱は三和村濱面でありまして一つに弓してをりますが春は汐霞濱浴納涼に秋は觀月に宜の一大公園を形成いたしす。もしそれ此の海濱に地曳網の風情をめで更

まんくらべ）

てチリメン雑魚の「ヌにせんか其の美味正に天あります。

に三和村は誠に風光絶佳りますが又産業方面に於下に誇り得る施設を持つであります。乃ち去る三土佐路御巡幸の砌り親し業並に製品を御覧に供し業に浴した協和農機株式れであります。昭和二十

そこにスポーツが民主間の形成に寄與しうる所方法的考察、民主主義のすれば、スポーツは第一者の独占物ではなく、そ大衆のものとならなけれ少數選手の爲のもので数人民の爲のスポーツでならぬ。即ち家庭や安全でやれる体位向上に役立ツを發展させなければな二に体育協會、青年團をッ團体（村体育會）接部の活動が强化し普通化はならぬ。第三にスポー目的を實現しうる方法なければならぬ。即ち個し且つ之を伸長する方法判断力を練るやうな方の何たるかを知らしめ且それに對して責任を持方法、正義と友愛を感得る方法、規律を即自律に法等が研究され實施されならぬ……（未完）

三年復興博覽會に於て農林大臣賞を更に昨年全國農機具大博覽會に於て優勝旗を獲得いたしまして斯界の最高峯にあります同社は人格德望共に高き備瀬社長の下に三百に餘る従業員が勞資一体となつて動力用籾すり機並に脱穀機の製作に更に拍車をかけていますが會社の製品は全國各地はもとより遠く海外に迄進出し其の眞價は既に定評のある所であります。では此のあたりで人情社長の下に一糸亂れざる協和農機の歌を一つ二つ御招介いたします

一、籾すり買ふなら協和号お買ひ
　脱穀買うても協和号をお買ひ
　展示會では一等賞よ　協和第
　一日本一

二、家族主義なら協和へお出で
　おやぢ社長でみんなが家族
　負けてなるかと生産第一示す
　一家の底力〳〵

三、北海道から南は九洲
　日本國中隅々までも協和号な
　ら飛ぶように賣れる組織はヤ
　ンマー協和會〳〵

四、籾すり脱穀望みとあれば
　行くぞ北極　南極までも
　千と九百五十の年を協和農機
　はいさみはだ

只今の歌に示すやうに協和農機は創業以來かつて爭議を知らない勞資協調の會社でありまして斯界羨望の的となつているのであります。村の中央里改田には中澤修理太夫の改井田城趾があり此の改井田城趾一帯の蒼田は北は中部平原に連り南は濱改田の砂丘をへだてて洋々たる外洋を畫し所謂涼風千里濤声松らい相和するの理想郷であります。

人口四千五百戸數九百五十内農家が六百二十漁業が二百其の他となつてをりますが近時兵火にわざわいされて其の面影を失つてをりました速成栽培其の他果樹園藝が漸く復活いたしまして住年の園藝三和村を形づくらうと致して居ります。

今年は特に僅ではありますがナスの速成栽培が戦後初めて行はれすでに、都人士の食膳に供せられておりますが其の新鮮な味覚を御想像願いたく存じます。尚長岡郡園藝農業連合會長であり又三和村園藝組合長であります、中田清茂氏に園藝に關する抱負をお話し願うことに致します。

「中田」　先刻申されました通り三和村は誠に住みよい土地でありまして主食は有りますし新鮮な肴が食べたければ海を控へて居るし果物を食べたいとすれば果物はあるし珍しい青物が食べたいとすれば促成栽培はやつて居るし特に加温栽培の茄子は御正月頃より取れて居ますし此の点、山間地帯の方々にうらやまれる様な土地柄であります。何んと云いましても農村發展の基礎は経済力でありまして本村と致しましては現在の金詰りを打開すべく惠まれた土地を利用致して長い間統制時代から封鎖状態に成つて居りました園藝組合も茲に復活致しまして現在茄子、胡瓜の縣外出荷に張切つて居る次第で御座居ます。本年の成績によつて來年の計画を立てるもので有りますが私はたへず園藝組合員の方々に申して居ます事は園藝をやる上に対して最も大切な事は作ると云う事も大切でありますが作つた物を金に替ると云う事が最も大切だと思います。

去る四月二十八日午後六時三十分町村自慢くらべＲＫ放送にて次のやうな事がらを放送した。放送者は村長清水泉氏協和農機社員と園藝組合長中田清茂氏の三名であつた住みぬくい住みぬくいと云つている此の世の中が三和村に於ては此の上もない良い所であることが此の放送でわかる放送したものをそのまゝ写したものであるが読者の何か得る所があれば幸である

統制時代は物を作りさへすれば金に成りましたが現在では統制時代の様な考へ方では實際の純益は得られないのでどうしても作つた品を商品化して市場に出荷し市場の仲買人や消費者に歡迎される品を仲買人が安心して買へる荷造をせなければなりません。而して市況が自由になれば自由になる程、生產者自体が統制を取り市況を左右してこそ本当の成果が上る事と思います。一時も早く昔の高知縣園藝王国と歌われた時代が望ましいのでありまして現在の行方で進めば必ず高知縣園藝は行詰るではないかと考へます。依つて農村の皆様よ御互に手に手を取つて園藝に生きやうではありませんか

「村長」中田氏のお話しにもありましたやうにナスは既に一月から都會に出荷されてをりまして質味共に三和村のナスとして他を圧してをります。以上御紹介申しました通り三和村は四季の景趣に富む公衆遊園の地でありますが折角御案内を致しましたのでついでに小舟を浮べて俗に「ハエ」と云はれてをります石森礁までお出を願つてお別れいたしたいと存じます。

此の石森礁は弓ケ濱の海岸を沖へ去ること二十町四十三間の地點にありまして其の附近の海底は海水自ら色を異にいたしております。

口碑によりますと此の海中一帯は元土佐の國黒田郡外數郡の地でありましたが天武天皇の白鳳年間即ち白鳳十四年十月十四日の大地震の際にかん没いたしました悲しい歴史を持つてをります。前にも申した琴平神社は元此の黒田郡に鎮座いたしてをりましたが黒田郡のかん没と同時に其の御神体は北に流れて琴平山の南端に留まり後、現在の山上に遷座いたしたものであります、従つて舟乗り、海客の守護神として靈験あらたな事は今更申す迄もないところであります

（終）

三和新聞を拝讀

山岡如水

三和新聞を拝読致しましたちと直線的力行過大に見えましたので御參考迄に一筆私の理想は円形的實動にあります

共に食い　共に出してるお互が
　角力競馬やピンポン野球
何事も起らぬ平和願ひつゝ
　劇場の味　そは何処から
同じ水　同じ空氣を別ち合ふ
　草木殺さで　生きぬものかな
日の光　親の光や師の光
　之れじや眠りも雨露も無し
我々は　咲いた櫻につながれた
　馬と思えよ外よりは内
梅よりも楠に大木あるものを
　世は變れども道は變らじ

廣告

毎度有難う御座居ます

夏の服地
純綿製反物
かや・か帳
節句用鯉のぼり

多量入荷致しました
御用命の程お待申して居ます

浜改田
濱田作衣料店

三和村唯一の縣指定工場
搾油
農林省指定　搾油所
大和食品工業株式會社
代表　大家　優
濱改田細工所
品質歩止り最優秀

毎度有難う御座居ます
多量入荷致しました
銘仙・服地
五月用の鯉
蚊帳・かや
御用命の程をお待ち申して居ます
岩坂
たぶち衣料店

屋號みきや製パン工場
製パン菓子委託加工工場　馬橋
工場主　藤田惣一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三和農協組の沿革

専務理事　田所友治

三和村農業協同組合は昭和二十三年二月創立、旧農業會資産の譲渡を受け出資一口百圓を以て組織したるものにして當時組合長理事池本良三郎、專務理事川久保茂孝外理事二十二名、監事四名就任し経營中の處、二十四年一月頃より村内の不評高まり、貯金凍結、事業閉鎖の止むなきに至り、二十三年度通常總會を昭和二十四年四月十一日及二十二日兩日に亘り開會したれども議事未了となり、五月より村内有志長老連の斡旋に依り九月三十日第一回通常總會成立したるも意見一致を見ず不整理を叫ばれ役員改選となり理事十名、監事三名を選挙し融資として二百万円を募ることを協議し百万円を出資増額により百万円を貯金增額成るべく据置貯金を奨励する事等を決議し出資一口三千円を以て三百口以上を目標に進むことゝし組合長に松木恒馬氏、專務田所友治、就任したるも兎角不整理の結果事務充分なる運びに至らず組合長松木氏日夜苦慮整理中の処二十五年四月十五日第二回通常總會開催したるに、組合員非常の了解を得相當の損失あるにも拘らず以前通りの経營を續け益々事務の發展を審議に及びたるは當局としては、其の責任尚且重大なるを感じ今日に至りたるものにして経濟上金融界の円滑、農業技術の改善、利用部の施設、管理の向上、販賣、購買事業の適正を計る等凡ゆる方面に精進し組合員一同の協力と相俟つて近き内には旧倍の組合を望むも過言なきものを信ずるものあり。然れ共一般經濟界の不況により益々運營の苦しくなることは目睫に迫りつゝあるも組合員一同の協力に依り益々組合の發展を期し村内一般経濟界の円滑を計る責任今日にあるは當然のことと奮闘しつゝあり。

今後の組合運營に対し村民諸賢の御助力を懇願するや切なるものあり。

三和新聞に望む

三和新聞もようやく十号を發行され内容も大体立派になつて來たのは喜ばしい事である。小生は新聞に非常に興味を持つているが及ばずながら一言云はせてもらいたい。

三和新聞はニュース性に乏しい新聞の使命はニュースを正しく速く傳えることであるが三和新聞にはそれがない。小生はこゝに到つて編集者は何をしているのかと云はざるを得ない。見出しが下手である（最もニュースと見られる記事はとんとなくその大部分が村の名士？に書いてもらつたものばかりであるが）例えば第十号の一面中央の「村政懇談會」などの場合はあれを「校長先生の會？」ともつけくはへれば更に良きものが出來たであらうに。（但しこの場合は記事としての價値はないポツにすべきだ）素人の空論かも知れぬが活字を小さくして記事をもつと多くのせるようにしたらどうであらう。

新鮮なカツトがほしい。いつも同じようなもので見る者がなさけない。又失禮であるが割付けがうまくない、では一お前がやつて見ろ」といはれても私には出來ないかも知れないが。

それから一つ大切なことはもつと澤山廣告をとれといふことである。村の店や會社をまはつて廣告を取ることによつて経濟の面がすくなつてゆくのは火を見るより明らかなことである。

村民の聲

三和新聞に望むと題して拜見本當に感激いたしました。迄三和発刊以來もなく「三和」に苦しんで居ます。誠に貴兄の御和」はニュースの新聞としてのいのです。「三和」もわかるように聞ではありません「三和」を発行たように村民の向上の一手段を作ろうと行を續けて來論「三和」はユースもの係で定期的に出ても出來ない記事は何時読く選ぶようにな新鮮なカツんばかりでなした。何分にの有様で編集かつたのをおお廣告の件も悪かつた。今迄うと試みましの方々に認ので努力むなたのでありも村民のもの大いに廣告をう。

何分素人が。何時もの日和」に育て上諸賢が御指導こめて御願いです。

稻熱病發生！

飯に五月八日頃より香長南部に今年も稻熱病の發生が認められ遂次發生面積は村内全体に廣がりつゝあり主として麥跡用過熟苗取り殘し、苗又は補植用つけ苗に發生し本田では苗いもちを移行したもので現在輕微であるが今後の氣象狀態から見ると必ずしも樂觀出來ない。現在の長期天氣予報から推測した、いもち病發生との關係は大体次の様である。

六月、全般的に入梅は遲れ平年並であり昨年よりは雨量少い、氣温は平年並、梅雨期の高温多濕による早稻本田の葉いもちの蔓延が考へられる。

七月上旬は概して雨が多く氣温はやゝ低い模様、中旬以降は天候回復し氣温は上る様である。早稻穗勁いもち及中晩稻葉いもちの蔓延が予想される。

早期発見に努め關係カ所或は農業相談所へ速かに連絡するよう當局は望んでいる。

防除対策は

一、不必要な殘存苗及本田補植用つけ苗の除去

二、田植の遲れた過熟病（徒長苗に対する防除措置、剪葉、消毒

三、苗代に於ける管理及藥劑撒布藥劑調製の合理化

四、罹病苗の除去及田植禁止

五、本田に於ける窒素質の肥料の過用を避け特に本田基肥の窒素質（硫安）は全層施肥とし燐酸加里の併用の励行

六、堆厩の增施

七、肥料分解の促進をなすと共に根腐れの防除

八、中耕除草は手遲れならぬ様早目に實施の事

九、穗肥は充分葉色や地方等とにらみ合せる事

十、石灰の施用は發病時には中止

十一、灌排水の合理化

十二、本田藥劑撒布特に七月上旬早稻出穗期前の撒布

片山に保育園を建てる

兒童民生委員の動き

本年度の兒童民生委員會に於いては保育園の問題を大きく取り上げて、その設置の運動を起している。

それは現在片山公會堂で濱改田ようと委員一丸と成つて、猛列に運動を起し村當局と交渉を續けている

行く〳〵は村立の独立した立派な保育園を建設する念願でひろく般村民の御協力を望んでいる。

そして又不就学兒童の問題に今年は何か手段を打とうと、小中學校にその調査をお願ひして協議中である

保育園出張の保育園が毎週木曜日月五回ぐらい行なわれているが今度十万圓の村予算をくんで毎日制度の保育園並びに託兒所を開設し第

4Hクラブ

濱改田支部

農村民主化の為の明日の有農業技術改善とかねて浜改

初夏に寄せて

三和村駐在保健婦

吉永光子

青葉若葉のすがすがしいよい氣節となりました。皆様御元氣でせうかこのよい時候にせいぜい英氣を養つて暑い夏に立ち向つて行きませう。

もう旬日を出ずして梅雨期が訪れて参ります今年は全國的に赤痢症が多いとか、高知縣はまだそんな氣配がありませんが、けれども若しこの病氣が流行したならばこれに対しての免疫源となるワクチン炎がありませんので、生もの、飲食物に氣をつけ必ず食事前には手を洗い若し下痢を始めたならばその回數及性質に注意し早速医者に行くことです。素人考へでいては取込のつかないことになります小さい子供さんがなれば疫痢となりますから御自分のそして家族皆の又村の皆の爲に是非予防接種を受けられます様にお願い致します。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

村ない。見出しが下手でるニュースと見られる記となくその大部分が村の書いてもらつたものばかか）例えば第十号の一面村政懇談會」などの場合「校長先生の會？」とではへれば更に良きものがあらうに。（但しこの場としての價値はないボツだ）素人の空論かも知れを小さくして記事をもつせるようにしたらどうでカツトがほしい。いつもなもので見る者がなさけ失禮であるが割付けがう、では一お前がやつて見はれても私には出來ないないが。ら一つ大切なことはもつ告をとれといふことであ店や會社をまはつて廣告とによつて經濟の面がたてゆくのは火を見るより

ました。い夏に立ち向つて行ます今年は全國的に氣配がありませんがばこれに對しての免

て

婦　永　光子

せ、生もの、飲食物に予痢を始めたならばそことです。素人考へで小さい子供さんがなれ家族皆の又村の皆の爲願い致します。

起し村當局と交渉を続けて〜は村立の独立した立派園を建設する念願でひろく民の御協力を望んでいる。て又不就学児童の問題に今か手段を打とうと、小中學の調査をお願ひして協議中

や明きらかなことである。では何故それをやらないのかそれはいろいろ理由はあらう、しかし小生は編集者の勇氣がないことだと思つている。要するに一番こゝで大切なことは三和新聞は村民のものであれといふことである。村のものであつてはいけないし又社會教育委員會のものでもいけないのである。最後にもう一度くりかへしたい「村民のものであれ」と。

高校生楠瀬昌彦（十五才）

村民の聲の答へ

三和新聞に望むと題して投書有難く拝見本當に感謝に絶へません今迄三和発刊以來何の御意見も注意もなく「三和」自身、自分の存在に苦るしんで居ました。

誠に貴兄の御意見のように「三和」はニュース價値に乏しく普通の新聞としての使命はほとんど無いのです。「三和」は紙面を見てもわかるように日刊紙のような新聞ではありません。私達は「三和」を発刊するにあたり掲げたように村民の意志の疎通、文化向上の一手段として三和村の歴史を作くろうと至らないながらも刊行を續けて來たのであります。勿論「三和」は月刊誌であり極力ニユースものを載せるやうに努力して居ます、が人手不足と費用の関係で定期的に出したいと思つていても出來ない場合があり、従つて記事は何時読んでもよいものを多く選ぶようになるのです

新鮮な**カツト**がほしいのも皆さんばかりでなく編者も同じことでした。何分にも費用の関係と多忙の有様で編集者の勇氣と努力がなかつたのをおわびします。

廣告の件も氣附かないことはなかつた。今迄に廣告の欄を設けようと試みましたが未だ「三和」が村の方々に認められていなかつたので努力むなしくよう果さなかつたのでありました。も早「三和」も村民のものになりつゝある今日大いに廣告を載げるようにしませう。

何分素人がやつて居ることです。何時もの口上ですが村民の「三和」に育て上げるよう諸先輩村民諸賢が御指導御協力を編者は心をこめて御願い致し回答にかへる次第です。

4Hクラブ生る
濱改田青年團で結成

農村民主化の開拓者たる公民としての明日の有能なる村民を作り、農業技術改善は我等青年である！とかねて浜改田青年團では農事の研究會を計画していたが四月二十五日4Hクラブとして發足、このほど縣への報告もすんで長陵地區農業相談所の御指導のもとに若い血潮の熱と意氣で張切つている。クラブ員は十七才から二十四才の青年男女十五名から成つており、その役員は次の通りである

顧　問　德永安雄
部　長　八松隆茂
副部長　中村信雄
會　計　平松千鶴

4H（フォアエッチ）の誓

明せきなる頭脳　HEAD（ヘッド）
誠実なる心　HEART（ハート）
役立つ手　HAND（ハンド）
生活の向上に必要な健康　HELTH（ヘルス）

昭和二十五年度本村當初豫算は
五百參拾九萬參百九拾六圓

三和村會では昭和二十五年度の歳入歳出当初予算を五、三九〇、三九六円と決めた。その内訳は（歳入）（1）村税三、八九四、四六六円（2）公營企業財産収入九七三円（3）使用料及び手數料四六、六七五円（4）國庫支出金四五八、二二〇円（5）縣支出金二七一、八〇一円（6）寄附金三〇円（7）繰越金六一八、〇〇〇円（8）雑收入一〇〇、二三一円となつており村民四千五百の一人一人の平均、村へ納める税金は約八百六十五圓と云う數字が出て來る。

（歳出）は（1）會議費一四二、五〇〇円（2）役場費一、六六七、二七〇円（3）警察消防費二九五、〇〇〇円（4）土木費三一〇、八四六円（5）教育費一、二七一、四八〇円（6）社會労動施設費三五五、五〇〇円（7）保健衛生費一六三、〇〇〇円（8）産業經濟費六五一、〇〇〇円（9）財産費三一、〇五一円（10）統計費二三、〇〇〇円（11）選挙費四六、九〇〇円（12）諸支出金一一〇、一二八円（13）予備費三二三、二二一円となつている

濱改田漁場の掃海始まる
◇愛媛の四國海事來村◇

終戦當時、土佐灣に多大の戦争物資彈藥が捨てられ、海岸漁民の地曳網にかゝり大変に迷惑をこうむつているが、此の程五月十六日愛媛縣宇和島市四国海事より篠原玉風氏のひきいる七名の潜水夫が來村本村部落中田繁壽宅に宿して浜改田一帯の漁場清掃を行つている。

それについて篠原氏は次のやうに語つている「私達は今迄瀬戸内海方面で色々と海の清掃に活躍してまいりましたが今度高知縣漁業協同組合の依頼を受け三和村に來たわけで此度しばらく濱改田の漁場清掃作業を続けますから村民の皆様によろしく」と

青年大會
一九五〇年の三和村

三和村の青年に於いては去る四月八日、五月十日と二回にわたる青年大會を小學校で催した。今迄濱、里と各々に運營して居たのを、両者打つて一丸と成り民主文化三和村を形成するべく試みたが**リーダー**の適者がない爲に、虚しく終る。二回の會合出席者は延四十三名で三和村青年五百余名の一割にもたりない成績であつて青年各自の猛省がうながされたわけであつた。會合で次のやうな懇談が行なわれた（結を記したもの）

1、青年運動を起こすには青年の思想問題を見當する必要がある
2、**グループワーク**運營が大切であるが**リーダー**がない。各部落に見い出すべきである。
3、進歩した社會を見學することが大切4、樂しめる青年團にすること
5、青年團運動は繰り返へさなければいけない
6、青年は熱情があるが政治の認識がない
7、日本人は理論より「**カン**」で行くからむつかしい

『三和文庫だより』

◉巡廻文庫が今村内を巡つて居ます大いに御利用下さい。

片山—大和田昭二宅、馬橋—山岡隣三宅、立石—山岡常花宅、浜田一八松巖宅岩坂—松木清宅本村—中村信雄宅、細工所—浜田壽明宅、の村内七ヵ所に二十日間づつ駐めてあります。委しくは廣告に書いてありますから御注意下さい

◉「紙は文化の彈丸である」と云われ又「一國の紙の使用量はその国の文化の**バロメーター**である」とも云われている。これには種々の意味はあろうが文字を記録しておくと云うことは大切であるけれども記された文字を読んで物を知ることが一番大切ではないでせうか。文化に又産業の發展に絶対に缺ぐことがで來ないと云う意味も人々に読んで戴だいてこそ本當に書物の價値が現れるのであります。特に青年諸兄姉に三和村文化發展に自分自身の向上にぜひとも讀書することをお進め致します

編輯後記

▲原稿をお願いします、原稿をお願い致しますと声をからしてやうやくできたのが此の新聞なんとか原稿の集りが**スムース**にゆかないかと編者の悩みの一つである。

▲今月号から廣告欄を設けることになりました何も刊行費を廣告料でまかなふことはできないが三和村産業發展に又廣告は大切ではないでせうか。

▲村民各位のより良く廣告欄の御利用下さいますようお願い致します。

▲御注文は三和中学校職員室内三和村公民館事務所宛、公民館主事田中隆夫

▲來月号から統計を取り上げたいと思つております。面白い資料がありましたら何卒御協力下さいませ

本誌「三和」の價格について

「三和」は今迄一部壱円で村内各戸（九百六十戸）に配布していたが毎月壱円の集金は非常に部落の皆様へお世話をかけ會計の方でも手間が取れて居ましたそれでその圓滑を計りたく今度委員會の決議により二十五年度は第十一号を以つて一カ年間前金として拾円載くことになりましたから村民各位の御領解を願います

「三和」はマンガ凸版費印刷費等合せて壱千部の發行で参千五百円の費用がいつています

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Kochi CPH April F 685

1 May 1950

Read from CI May 1950

CPH report for April (KOCHI)

a. Number of CPH set up during this month: 2

b. Number of towns and villages which were visited by encouragement teams from social education section. 4

c. Number of city, town and village where CPH are established 63

d. Programs in April

1) To implement programs pertaining to concentration of social education activities around CPH.

2) To lay out yearly plan of activities within the ~~limits~~ limit of budget.

3) Two ~~persons~~ officials concerned were sent to Beppu city, Oita-Prefecture in Kyushu, to attend CPH leaders conference.

4) One ~~person~~ official attended the national conference of CPH leaders held in Tokyo.

5) A pamphlet "Guide-book for CPH" was published.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

From Log Files

F
685

6 December 1949

To: Col. Toole, Commanding Officer of Shikoku CAR

From: Movie theatre owners in Kochi-ken

Subject: Petition against the change of Use of the Municipal Public hall at Nakamura-cho.

Dear Sir,

We, the movie hall owners in Kochi-ken. present to you a written petition against the change of use of the municipal public hall at Nakamura-cho.

The public hall at Nakamura-cho, was constructed at a cost of approximately 7,000,000 yen using about 70% of the materials allocated to Kochi Prefectural Gov't as the materials for constructing public halls in the prefecture this year. The public hall came to be opened from Nov. 1.

We, the movie hall owners in Kochi-ken, would like to celebrate from the bottom of our hearts the completion of the public hall, and from the cultural and social view point, we expect much in the entire utilization of the public hall in the future.

It is said that a vigorous movement toward the prefectural and central government authorities is on the way to change the public hall at Nakamura into a movie hall.

We doubt if there could be any achievement by this change which ought be a true cultural institution.

Although the building rectriction has been relaxed recently it does not apply to movie hall and a permit is required from respective authorities as regards accommodation and other requirements.

Despite the fact that it was originally designed as a public hall, when completed, it was not a public hall but a movie hall.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

For this reason we have strong doubts about the intention to Nakamura town authorities who departed from the original plan and we doubt also the authorities ccncerned who have condoned the matter.

Besides the above town authorities have done many illegal practices. Namely, they opened the public hall on Nov. 1. the day on which the hall was ordered not to be used by the prefectural authorities.

~~Against the directive of the authorities to use the hall for ten days a~~

to authorize the CPH to open the hall on Nov. 1 and use the hall for more than ten days has been issued, how CPH authorities are dealing with business which is very hard to do when it conflicts with the directive from the authorities and how the CPH authorities, ignoring the authoritative directive, can keep their illegal procedure in secrecy.

Insert by CE

at Nakamura-cho is not merely a trifling problem at a local town but a Nation-wide big problem.

We fear that the problem at Nakamura-cho may cause a nation-wide problem of changing a public hall into a movie house, and that it may depart from the fundamental purpose of the social and citizens education thorough public hall.

The public hall is the most important facility for the social Education. We believe it our most important duty to place the matter to you in the hope that the error of the town authorities be corrected.

We must seriously examine the problems as to why do the town authorities have to change the public hall which was originally designed as a public hall to a movie hall. This is a serious problem for the future management of the puolic hall.

The town authorities hold an opinion that if the public hall is managed

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

by the hands of private businessmen, they may evade tax, and they insist that the public hall should be directly managed by the town authorities, and in intention.

Furthermore, they attempted to withdraw the fund for constructing the public hall by imposing the additional tax (100% of the city, town and village tax) upon the people of the town.

We fear that such one-sided attitude of the town authorities may not only oppress the movie hall owners in this district but also cause a serious opposition between the national movie hall owners union and the authorities concerned.

We intend to absolutely oppose the town authorities movement for changing the public hall to a movie hall and we hold an opinion that the purpose of the public hall can be attained only when the public hall is maintained as a public hall in the true sense.

We wish you will take some adequate measure to solve this problem.

Yours respectfully,

Shimooka Zenzo, owner of Ebisu movie hall, Kurokawa-cho, Takaoka-gun

Matsuno Citaro, owner of Minatoza movie hall, Shimoda-cho Hata-gun

Ikezawa Katsui, owner of Toyokan movie hall, Yamda.

Hashida Saburo, owner of Takaoka Daini movie hall

Myojin Ichimatsu, Saga-cho, Kochi-ken.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F 685

Apr. 1950

Three Good CPHs and Three Poor CPHs in Kochi Prefecture

good ones

Ōsumi-mura CPH, Nagaoka-gun
Mori-mura CPH, Tosa-gun
Hirooka Kamino-mura CPH, Agawa-gun

poor ones

Gomen-cho CPH, Nagaoka-gun
Kōchi-shi, Hata CPH,
Amatsubo-mura CPH, Nagaoka-gun

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

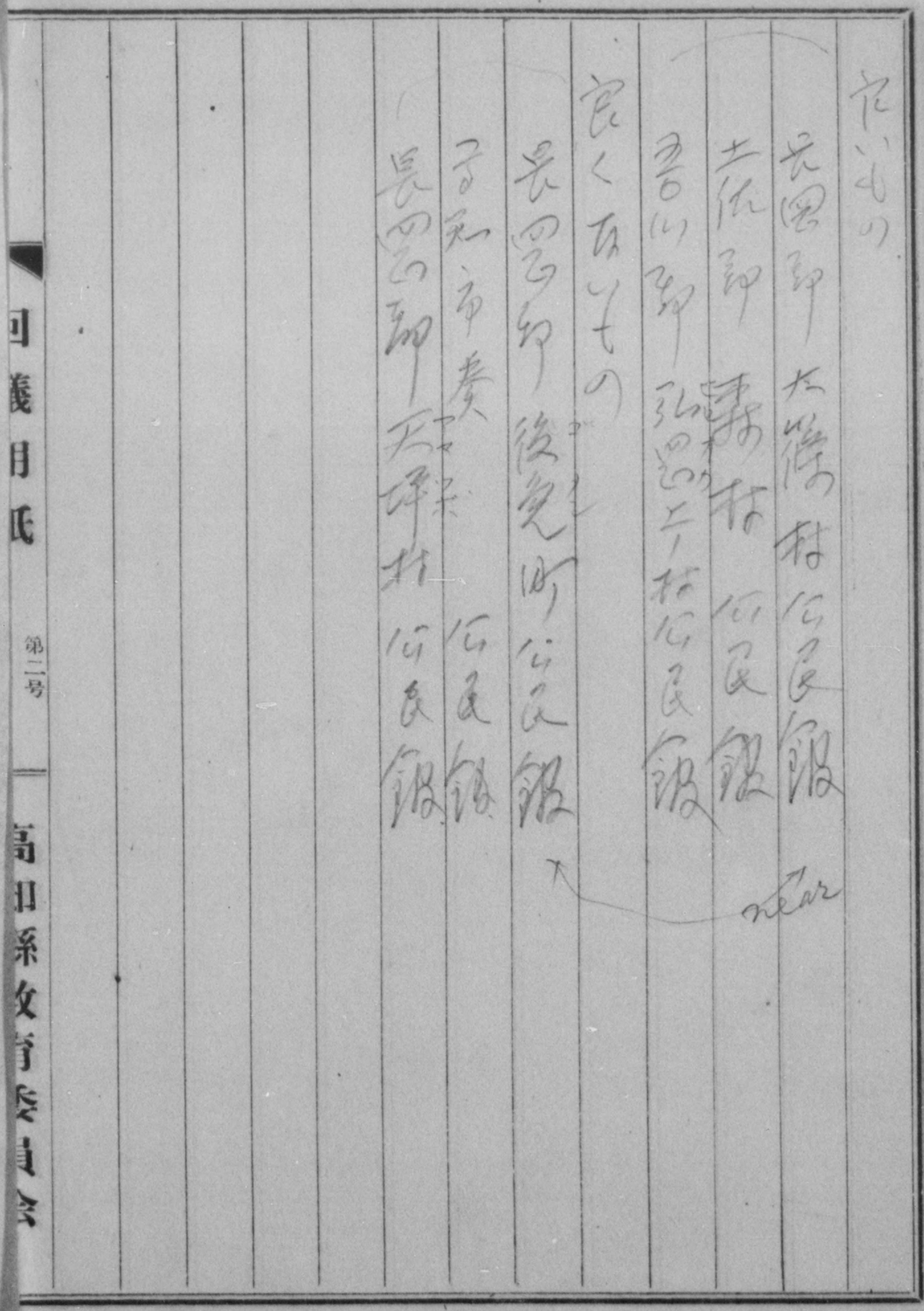

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和二十五年三月

公民館の手引

(一)

高知縣教育委員会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

はしがき

公民館運動も社会教育法の実施にともない法的な裏付けを得て、全国的に強力な発展を見せている。このときにあたり、高知縣における私たちの市町村も新しい村（町）作りの拠点として是非とも公民館の設置並びに運営の振展を図りたいものである。

この小冊子は法的な面からの資料を集めたもので、まことに貧弱なうらみはあるが、幾分でも公民館の手引きとして役立てば幸いである。

目あて

設置する準備は？……1頁
社会教育法に規定された公民館……6頁
設置報告の手続き……15頁
補助金の申請は……13頁
公民館設置條例その他参考規程……19頁
公民館行事参考表……26頁
社会教育委員……23頁
公民館建築について……25頁

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館の手引

○公民館の設置は絶對必要

終戰後社會教育活動は活潑に展開されてきた。青年團の結成婦人會の自主的な婦人教養の向上をめざす諸活動、成人教育に効果をもたらした社會学級の經營、ＰＴＡのめさましい活動、フィルム・ライブラリーの利用、農業その他各種産業經營に必要な知識の普及、各種文化講座の開設、讀書熱の高揚、町村における新聞、パンフレットによる弘報活動等、逐一挙げ得ない諸活動を通じて、町村民の啓蒙に大きな効果を收めて來た。今なお一層その効果を有効にするためには、何等かの總合的な機構と施設が必要となつた。この要請に答えるものこそ公民館なのであつて、法律をもつてその設置を規定されたのももつともなことである。

○公民館の性格

公民館は社會教育の諸團体と別個のものではない。また社會教育諸團体の上位にあつて、これ等の團体諸機関に号令する機関でもない。青年團や婦人會その他の各種團体の世話役的存在となり、ときにはこれ等の諸團体で行うことが不可な場合や、また各團体の機能を總合した方が一層の効果があがるような場合に、これ等の團体に互して実行團体ともなり相談役ともなり、又は總合調整の役をもつとめるべきものである。いたずらに各種團体又は会の濫立や無連絡の諸行事は、同一人でおなじ目的もしくは類似の目的を持つ團体の会員となつているのが実狀であるので、その結果は責任感を薄くするばかりでなく、その運営さえも阻害することが起り易い。このために町村における社會教育活動を行う團体を、總合調整する中核機関が公民館でありその性格である。

○先ず公民館設置準備委員会の誕生

公民館の設置は民主的に町村民の燃え上る力から発足すべきだが、しかし点火する者がないところに絶対火は燃えないから、村長を始め先覚の有志が主導力となつて動かねばならない。そして物わかりの早い方々を糾合して公民館設置準備委員会を結成すべきである。

○準備委員にはどんな人々を

別に基準があるわけではないが、学校教職員、各種團体の代表者、町村当局者、議会議員、各部落代表者、民生委員、産業團体代表者、その外学識経驗者等を網羅することが大切である。人数に至つては、町村によつて異るから、実情に即すべきであるが、成可く熱心者が多いほどよいのであるが、中心的企画にあずかる人々は、自ら人数に制限を加えられるだろう。

○準備委員会は何をするか

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

各町村で異る点が多いのは当然であるが、共通して考えられるものを列挙する。

1 町村民の公民館に対する啓蒙宣傳
2 公民館の構想審議
3 公民館建築の問題（別に後記する）
4 町村の公民館設置條例案の作製
5 公民館運営規定案その他必要な規定案の作製
6 公民館開設式の準備及びその執行

概略であるが以上は是非共必要なものであろう。

この間に町村議会で公民館開設式挙行以前に、公民館設置の議決並びにそれに伴う條例の議決をしてもらうことは大切なことである。

こうして設置された公民館は、社会教育法やその他の規定に従つて、次の事務的手続きをする。

1 公立公民館設置報告をする。社会教育法施行細則参照これで法的に認められた公立公民館が設置されたわけである。法人立公民館も大体これと同じ順序方法が必要である。

公民館建築（増改築）の問題

○ 公民館の二大機能

公民館の機能を考えると大きく二つに分けられる。その一つは組織としての機能と、今一つは施設としての機能である。

組織としての構能というのは各團体や機関の相互連絡確立態勢や、公民館運営審議会、役職員の充実等の人的組織や、諸規則の整備等、主としてその組織力を活用して発揮する機能である。だから施設なき公民館、家なき公民館でもその機能を発揮することができる。けれども何等の施設のない公民館は、あたかも我々が、家庭生活を営むのに住家を持たず、日常生活に必要な諸道具もなしに不自由な毎日を送ると同じであつて、十分な文化的生活は不可能であろう。公民館も同じであつて組織としてのみの公民館は半面だけの機能しか発揮できない。全国七千の公民館の中、又高知縣六十に近い公民館の中の先進公民館が家なき公民館から施設を有する公民館へ、もれなく移行した実例でも公民館の眞面目を発揮するには施設を持つことが絶対必要になつて来ることか証明されている。施設としての機能の重要性は略前記の通りであるが、しからば施設としての公民館の最たるものは何であろうか。

それは所謂建物である。これにも次の通りの種類が考えられる。

1 併設された公民館
学校、役場、協同組合、その他適当な建物の一部を公民館に充当するもの。
2 轉用による公民館
適当な建物が不必要になつたため、増改築して轉用するもの。
3 新築するもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

以上三種に分れる。2、3は独立するものであるから、1の間借り住いより良いことは申すまでもないが、経済的に関連を持つことが大きいので困る町村が多いと思う。しかし、新しい村作り運動が喫緊の要請である現狀においては、万難を排して建設したいものである。即ち施設としての建物は常時町村民の集合の場所となり、教養に娯樂に利用されるのであり、又、そこに備え付けられる器具機械は、有難い便利な施設として町村民から喜ばれるのである。図書の充実を図つて町村民の要請に答える等、施設としての機能こそ最も大切なものである。我々はこの二つの機能を備えた公民館の設置を理想として精進せねばならない。

社会教育委員

一、公民館運営審議会と社会教育委員

社会教育法の第三章に、五箇條に亘つて社会教育委員のことが規定されている。縣には縣社会教育委員を、市町村には又それぞれ置くことになつている。

ところが、公民館運営審議会委員の仕事と、社会教育委員の任務目的とは殆んど同じであるので、社会教育法第十六條にも公民館を設置する町村においては、公民館運営審議会の委員をもつて充てることができるようになつているから、二つの委員会を持つ必要はない。

二、弘報委員との関係更に町村には弘報委員会という同じような任務を持つたものがあるが、これも民事部並びに弘報課との了解の下に、公民館運営審議会の委員をもつて充てていよいことになつたので、町村にとつては簡素化、能率化の点から大変助かることと思う。

即ち、公民館を設置する町村にとつては、公民館運営審議会委員で全部運営できるのである。公民館を設置しない町村は、社会教育委員を置いて弘報委員を兼ねて運営すれば良いわけである。この際縣下全町村に公民館或いは社会教育委員会の設置の実現を期待するものである。

社會教育法

昭和二十四年六月十日法律第二百七号

第一章 總 則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、教育基本法昭和二十二年法律第二十五号の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共團体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二條 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（国及び地方公共團体の任務）

第三條　国及び公共團体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（国の地方公共團体に対する援助）

第四條　前條の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共團体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ旋を行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五條　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、左の事務を行う。

一　社会教育に必要な援助を行うこと。

二　社会教育委員の委嘱に関すること。

三　公民館の設置及び管理に関すること。

四　所管に属する図書館博物館その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。

五　所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六　講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七　職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

八　生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

九　運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十一　一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。

十二　視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十三　情報の交換及び調査研究に関すること。

十四　その他第三條の任務を達成するために必要な事務。

（都道府縣の教育委員会の事務）

第六條　都道府縣の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前條各号の事務（第三号の事務を除く。）を行う外、左の事務を行う。

一　法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に関すること。

二　社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三　社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

提供及びそのあつ旋に関すること。

四　市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五　その他法令によりその職務権限に属する事項

（教育委員会と地方公共團体との関係）

第七條　地方公共團体の長は、その所掌事項に関する必要なこう報宣傳で、視覚聽覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2　前項の規定は、他の行政廳がその所掌に関する必要なこう報宣傳につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八條　教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共團体の長及び関係行政廳に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（図書館及び博物館）

第九條　図書館は、社会教育のための機関とする。

2　図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章　社會教育關係團体

（社会教育関係團体の定義）

第十條　この法律で「社会教育関係團体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない團体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部大臣及び教育委員会との関係）

第十一條　文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係團体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2　文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係團体に対し、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共團体との関係）

第十二條　国及び地方公共團体は、社会教育関係團体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第十三條　国及び地方公共團体は、社会教育関係團体に対し、補助金を与えてはならない。

（報告）

第十四條　文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係團体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第三章　社會教育委員

（社会教育委員の構成）

第十五條　都道府縣及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2 社会教育委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

一 当該都道府縣又は当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二 当該都道府縣又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係團体において選挙その他の方法により推薦された当該團体の代表者

三 学識経験者

3 前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適当であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる。

（社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係）

第十六條　公民館を設置する市町村にあつては、社会教育委員は、第二十九條に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

（社会教育委員の職務）

第十七條　社会教育委員は、左の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

一 当該都道府縣又は当該市町村の区域内に設置された各学校の長に対し、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

二 当該都道府縣又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係團体において選挙その他の方法により推薦された当該團体の代表者

三 学識経験者

3 前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適当であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる。

（社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係）

第十六條　公民館を設置する市町村にあつては、社会教育委員は、第二十九條に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

（社会教育委員の職務）

第十七條　社会教育委員は、左の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

一 社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

（社会教育委員の定数等）

第十八條　社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、條例で定める。

2 都道府縣又は市町村が前項の條例を制定するには、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一條から第六十三條までの例による。

（社会教育委員の実費弁償）

第十九條　地方公共團体は、社会教育委員に対し、報酬及び給料を支給しない。

2 地方公共團体は、社会教育委員がその職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

3 前項の費用については、教育委員会法第三十一條第三項の規定を準用する。

第四章　公民館

（目的）

第二十條　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与す

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ることを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一條　公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館設置の目的をもつて民法第三十四條の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。

（公民館の事業）

第二十二條　公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一　定期講座を開設すること。

二　討論会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。

三　図書、記錄、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四　体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

五　各種の團体、機関等の連絡を図ること。

六　その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三條　公民館は、次の行爲を行つてはならない。

一　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教團を支援してはならない。

（公民館の設置）

第二十四條　市町村が公民館を設置しようとするときは、條例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

2 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

第二十五條　市町村が公民館を設置又は廃止したときは、その旨を都道府縣の教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告に必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

第二十六條　法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更は、あらかじめ、都道府縣の教育委員会規則で、都道府縣の教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

（公民館の職員）

第二十七條　公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

事務を行い、所属職員を監督する。

第二十八條　市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

2前項の規定による館長の任命に関しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九條に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。

（公民館運営審議会）

第二十九條　公民館に公民館運営審議会を置く。

2公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十條　市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、市町村教育委員会の教育委員会が委嘱する。

一　当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二　当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業に関する団体又は機関で、第二十條の目的達成に協力するものを代表する者

三　学識経験者

2前項第二号に掲げる委員の委嘱は、それぞれの団体又は機関において選挙その他の方法により推薦された者について行うものとする。

3第一項第三号に掲げる委員には、市町村の長若しくはその補助機関たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することができる。

4第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は市町村の條例で定める。

5前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

第三十一條　法人の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、その役員をもつて充てるものとする。

第三十二條　第十九條の規定は、市町村の設置する公民館の公民館運営審議会の委員に準用する。

（特別基本財産）

第三十三條　公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別の基本財産又は積立金を設けることができる。

2前項の規定による特別会計の設置に関する議案については、第十八條第二項の規定を準ずる。

（特別会計）

第三十四條　公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

（公民館の補助その他の援助）

第三十五條　国庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行う。

第三十六條　前條の規定により国庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する市町村の左の各号の経費の前

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

年度における精算額を基準として行うものとする。

一　公民館の職員に要する経費

二　公民館における基本的事業に要する経費

三　公民館に備え付ける図書その他の教養設備に要する経費

2　前項各号の経費の範囲その他補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條　都道府縣が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一條の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部大臣は政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八條　国庫の補助金を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一　公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき

二　公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十條に掲げる目的以外の用途に利用されるようになつたとき

三　補助金交付の條件に違反したとき

四　虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき

（公民館の指導）

第三十九條　文部大臣及び都道府縣の教育委員会は、公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

（公民館の事業又は行爲の停止）

第四十條　公民館が第二十三條の規定に違反する行爲を行つたときは、都道府縣の教育委員会は、その事業又は行爲の停止を命ずることができる。

（罰　則）

第四十一條　前條の規定による公民館の事業又は行爲の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

（公民館類似施設）

第四十二條　公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2　前項の施設の運営その他に関しては、第三十九條の規定に準用する。

第五章　學校施設の利用

（適用範囲）

第四十三條　社会教育のためにする国立又は公立の学校（この章定めるところによる。

（学校施設の利用）

第四十四條　学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては文部大臣、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

（学校施設利用の許可）

第四十五條　社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六條　国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前條の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七條　第四十五條の規定による学校施設の利用が一時的である場合に、学校の管理機関は、同條第一項の許可に関する権限を学校の長その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項

（社会教育の講座）

第四十八條　学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第一項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第六章　通信教育

（適用範囲）

第四十九條　学校教育法第四十五條、第七十條及び第七十六條の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

（通信教育の定義）

第五十條　この法律において通信教育とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

（通信教育の認定）

第五十一條　文部大臣は、学校又は民法第三十四條の規定に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

よる法人の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部大臣の定めるところにより、文部大臣に申請しなければならない。

3 文部大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、通信教育審議会に諮問しなければならない。

（認定手数料）

第五十二條　文部大臣は、認定を申請する者から手数料を徴収することができる。

但し、国立又は公立の学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、一課程につき、一千円以上三千円以下の範囲において、文部大臣が定める。

（通信教育審議会）

第五十三條　文部省に通信教育審議会を置く。

2 通信教育審議会は、文部大臣の諮問に応じ、通信教育に関し必要な事項を調査審議する。

3 通信教育審議会は、前項について、文部大臣に建議することができる。

4 通信教育審議会の委員は、学識経験者のうちから、文部大臣が委嘱する。

5 通信教育審議会の組織その他必要な事項については、政令で定める。

（郵便料金の特別取扱）

第五十四條　認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

（通信教育の廃止）

第五十五條　認定を受けた通信教育を廃止しようとするときは、文部大臣の定めるところにより、文部大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一條第三項の規定を準用する。

（報告及び措置）

第五十六條　文部大臣は、認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部大臣の認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一條第三項の規定を準用する。

（認定の取消）

第五十七條　認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

附　則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替え、第十七條第二項の規定は、適用しないものとする。

8 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二條第三項五号中「図書館、」の下に「公民館、」を加える。

4 図書館に関する法律が施行されるまでの間、図書館に関しては、第九條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律施行前通信教育認定規程（昭和二十二年文部省令第二十二号）により認定を受けた通信教育は、第五十一條第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

昭和二十四年七月二十二日政令第二百八十号

社會教育法施行令

内閣は社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基き、及びこれを実施するため、この政令を制定する。

（こう報宣傳に要する経費についての協議）

第一條　社会教育法（以下「法」という。）第七條の規定により、地方公共團体の長又は他の行政廳が教育委員会に対し、こう報宣傳の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合には、その教育委員会と協議して、これらに要する経費について必要な措置を講じなければならない。

（公民館運営費補助申請書の提出）

第二條　法第三十五條の規定により国庫が公民館の運営に要する経費を補助する場合において、その補助金を受けようとする市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、第一号様式により第三條第一項に規定する経費の前年度における精算額を記載した書類を当該年度の六月末日までに、都道府縣の教育委員会を経て、文部大臣に提出しなければならない。

2 都道府縣の教育委員会は、前項に規定する申請書を取りまとめ、これに自己の意見を附した第二号様式による書類を添えて、文部大臣に送付するものとする。

（公民館に対する國庫補助の基準となる経費の範囲）

第三條　法第三十六條第一項第一号の経費は、法第二十七條第一項の規定による職員で、もつぱら公民館の事務に従事するものの給料（勤務地手当、扶養手当、特殊勤務手当等の諸手当を除く。）に要した経費、法第三十六條第一項第二号の経費は、受講料等を徴しないで一会計年度十八日以上開設した定期講座に要した経費、同條同項第三号の経費は、公民館に備え付ける図書並びに視覚聴覚教育及び体育のための器材、器具の購入に要した経費とする。

2 前項において「定期講座」とは、一定の教育計画の下に、一日二時間以上で連続し又は連続しないで合計三日以上にわたり一般公衆に対して開設する講座であつて定期的に行

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

うものをいう。

（公民館に対する都道府縣補助についての報告）

第四條　都道府縣が法第三十七條に規定する補助をする場合には、文部大臣は、同條の規定により、当該都道府縣の教育委員会に対して当該年度の九月末日までに、左に掲げる事項について報告を求めることができる。

一　公民館の設置運営の概況

二　公民館運営費補助額の明細

三　公民館運営費補助に関する都道府縣の條例又は補助の方法

2　前項第二号に掲げる事項の報告は第三号様式によるものとする。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令施行の際に教育委員会の設置されていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第一條中「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

第一号様式

公民館運営費補助申請書

公民館名

費目 ＼ 記載事項	補助金交付の基準となる精算額	同上精算額内訳											備考
専任職員費		専任職員の氏名	給料月額	勤務月数	給與額								
		計											
定期講座開設費		講座名	開設日数及び総時間数	所要経費									
		計											
図書その他の教養器材購入費		購入品目	購入冊数又は箇数	所要経費									
		計											
計													

昨年度（　年度）における公民館運営費は、右の通

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

りでありますから、社会教育法施行令第二條第一項の規定により補助を申請します。

年　月　日

申請者名

文部大臣あて

第二号様式

公民館運営費補助申請送付書

記載事項 / 市町村名	補助金交付の基準となる精算額	意見
計		

昨年度（　年度）における公民館運営費を右の通り取りまとめ、社会教育法施行令第二條第二項の規定により送付します。

年　月　日

都道府縣教育委員会名

文部大臣あて

第三号様式

公民館運営費補助額明細表

都道府縣教育委員会名

年度 / 市町村名	前年度補助額		当該年度補助見込額	
	國庫補助額	都道府縣補助額	國庫補助額	都道府縣補助額
計				

高知縣教育委員会規則第二号

社会教育法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年二月十七日

高知縣教育委員会

社會教育法施行細則

（公立公民館の設置及び廃止）

第一條　市町村が公民館を設置又は廃止したときは、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第二十五條の規定により、別記第一号様式又は第二号様式に従つて、高知縣教育委員会（以下縣教育委員会という。）に報告しなければならない。

（法人立公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更）

第二條　法第二十一條第二項の規定による法人（以下「法人」という。）が公民館を設置又は廃止しようとするときは、法第二十六條の規定により、別記第三号様式又は第四号様式

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

に従つて縣教育委員会に、あらかじめ、届け出なければならない。

第三條　法人の設置する公民館の設置者の変更は、法第二十六條の規定により、別記第五号様式に従つて縣教育委員会に、あらかじめ、届け出でなければならない。

（公民館の定期報告）

第四條　法第二十一條の規定により設置する公民館は、別記第六号様式に従つて毎年五月末日までに当該年度の概況書を縣教育委員会に提出しなければならない。

（学校施設の利用）

第五條　法第四十四條の規定により、縣教育委員会の管理に属する学校の施設を長期にわたり社会教育のため利用しようとする者は、法第四十五條の規定により、別記第七号様式に従つて縣教育委員会に許可申請書を、あらかじめ、提出しなければならない。

第六條　法第四十七條の規定により、縣教育委員会に属する学校施設の利用が一時的であつて、利用許可に関する、権限を当該学校長に委任するところにより、縣教育委員会に報告する。

第七條　この細則の定めるところにより、縣教育委員会に報告、届出又は申請しようとするときは、所轄教育事務所長を経由しなければならない。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則施行の際、現に、公民館を設置している市町村及び法人は、この規則の例により報告又は届け出なければならない。

別記第一号様式

年　月　日

高知縣教育委員会あて　市町村長　氏　名　㊞

公立公民館設置報告書

左記のとおり公民館を設置したので社会教育法第二十五條の規定により報告いたします。

記

一　名称及び所在地

設置　昭和　年　月　日

二　公民館運営審議会委員

定員　名　任期　年

三　公民館役職員（分館長を含む。）

役職員名	氏名	男女別	具体的職業名	俸給手当兼任公職名	月額	公職追放の有無	経歴の大要
					円		

本館分館別記	名称	所在地	建物の有無	同上坪数	同上独立・併用・轉用	所属小委員会名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四　経費の概様

設置に要した総経費	円	同上出所

予算							
	歳入			歳出			
	項目	金額	項目	金額	公費	その他	合計

五　事業実施計画

定期行事			不定期行事												
毎年度の行事	毎月の行事	毎週の行事	月別予定行事												器具及び備品
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

六　添附書類

1 土地建物の平面図
2 公民館條例その他参考資料

別記第二号様式

年　月　日

高知縣教育委員会あて

市町村長　氏　名　㊞

公立公民館廃止報告書

左記のとおり公民館を廃止したので社会教育法第二十五條の規定により報告いたします。

記

公民館名（分館を含む。）	所在地	設置	年　月　日	廃止	年　月　日
		廃止の理由			
		財産の処分			

備考　公民館廃止の議会議決書写を添附すること。

別記第三号様式

年　月　日

住所

氏　名　㊞

高知縣教育委員会あて

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

法人立公民館設置届

左記のとおり公民館を設置するので社会教育法第二十六條の規定によりお届けいたします。

記

一 公民館名

二 所在地

三 公民館運営審議会委員

氏名	男女	職業	法人関係役員名	公職追放関係その他備考

定員 名 任期 年

四 公民館職員

職名	氏名	俸給、手当、月額	兼任公職名	法人関係役員名	公職追放の有無

五 運営概様

経費	設置に要した費用 円 同上出所				
	予算	歳入	歳出		
		項目	金額	項目	金額
			円		円
		合計			

組織概様

事業		
定期行事	年例行事	
	月例行事	
	毎週行事	
予定行事		

六 添附書類

1 土地建物の平面図

2 定欵又は寄附行爲及び法人設立許可の写

別記第四号様式

年 月 日

設置者

住所

氏名 ㊞

高知縣教育委員会あて

法人立公民館廃止届

左記により公民館を廃止いたしますので社会教育法第二十六條の規定によりお届けいたします。

記

名称		所在地	
設置	年 月 日	廃止	年 月 日
廃止の理由		財産の処分	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

別記第五号様式

年　月　日

設置者
住所　　氏名　㊞

高知縣教育委員会あて

法人立公民館設置者変更届

左記のとおり公民館設置者の変更をいたしますので社会教育法第二十六條の規定によりお届けします。

記

公民館名

所在地

新設置者	氏名	住所	職業
変更理由			
	設置者変更	年　月　日	

別記第六号様式

年　月　日

公民館長　氏名　㊞

高知縣教育委員会あて

昭和　年度公民館概況書

社会教育法施行細則第四條の規定により、左記のとおり概況書を提出いたします。

記

一　役職員一覧表

役職名	氏名	給與月額	兼任公職名

二　公民館運営審議会委員一覧表

氏名	職業、推薦母体	所属小委員会名

三　予算

歳入				歳出	
項目	金額	項目	金額		
合計					

四　事業

定期行事		
毎年行事	毎月行事	毎週行事

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

事行定予												
3	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	4	

備考　特別事業計画

五　印刷物発刊の場合（実物添附）

名称、目的、等記載のこと

別記第七号様式

年　月　日

設置申請者

住所

氏名　㊞

高知縣教育委員会あて

学校施設利用許可申請書

左記のとおり学校施設を社会教育のため利用いたしたいので許可していただきたく社会教育法第四十五條の規定により申請いたします。

記

一　施設概様

利用学校名			
設置者氏名			
施設	施設の種類		
	利用理由		
	施設計画		
同上所在地			
同上住所		業職	
利用期間	月　日から 月　日まで		

二　添附書類

1　校地、校舎使用場所（坪数記入）の平面図

2　当該学校長の意見書

○○市町村公民館條例參考案

（條例目的）

第一條　社会教育法（以下法という）第二十一條第一項の規定に基いて○○市町村に公民館を設置する。

（名称と位置）

第二條　○○市町村の設置する公民館の名称及び位置を次の通り定める。

本館　○○公民館　○○番地

分館　○○公民館　○○番地

（管理及び経費）

第三條　本館は市町村長これを管理し、その経費は市町村費補助金寄附金その他の收入をもつてこれに充てる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

市町村公民館運営規則参考案

（目的）

第一條　この館は本市町村民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第二條　この公民館は前條の目的達成のため、おおむね左の事業を行う。

一、定期講座を開設すること。

二、討論会、講習会、実習会、展示会を開催すること。

三、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四、体育レクリエーション等に関する集会を開催すること。

五、各種の団体機関等の連絡を図ること。

六、その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（機構）

第三條　この公民館は前條の事業遂行のため、左の部を置く。各部には部長をおき、その運営を担当せしむ。

一、教養部

二、図書部

（職員）

第四條　本公民館の本館に館長一名、主事若干名、書記〇名を置き法第二十八條第一項に基き市町村長（地方教育委員会）が任免する。

2本公民館の職員中〇〇を専従職員とし有給とする。

3前項有給職の給与は本市町村吏員諸給与條例に準ずる。

（運営審議会）

第五條　法第三十條の規定による公民館運営審議会の委員（以下委員という。）の定数を〇〇名とする。

2委員は本市町村社会教育委員を兼ねることができる。

3この委員の任期は〇年とする。但し補欠者は前任者の残任期間とする。

4委員が職務を行うため要する費用弁償は市町村吏員諸給与條例中〇〇規定を準用する。

第六條　この條例の実施に必要な細則は別にこれを定める。

附　則

この條例は公布の日から施行する。

参考　必要な細則とは次のようなものを考える。

1、公民館規定

2、公民館運営審議会規定

3、公民館使用規定

4、分館規定

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三、集会部
四、産業部
五、体育厚生部
六、調査部
七、その他の部

（役職員）

第四條　この公民館に左の役職員をおく。

一、館長　一名
二、主事　若干名
三、書記　若干名
四、部長　若干名
五、分館長　若干名
六、運営審議会委員　若干名

（任期）

第五條　部長、分館長の任期は二年とし重任は差支えない。
但し欠員補充によつて委嘱した役員の任期は前任者の残任期間とする。

（任務）

第六條　この公民館の役職員は左の任務を有する。

一、館長は公民館の行う各種の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。
二、主事及び書記は館長を補佐し、この館の管理運営事務を担当する。
三、部長は館長がこれを委嘱し、各部事業に関し、実際計画をなしこれを遂行する。
四、分館長は分館に関する管理運営の一切の事務を担当し分館に関する一切の責に任ずる。
五、公民館運営審議会は、公民館長の諮問に応じ、公民館に於ける各種の事業、企画実施につき、調査審議するものとする。

（会議）

第七條　この公民館の会議は左によつて開催する。

一、公民館運営審議会（以下審議会という。）は毎月〇日館長の招集により定例会を開催する外、委員の五分の一以上の要求があつた場合、又は館長が必要と認めたとき臨時に審議会を開催することが出来る。
定例日の変更の場合は、五日前にその通知をする。
二、審議会には委員の互選により委員長をおき、委員長が審議会を司会する。審議は出席委員の過半数の賛成による。
必要に応じ審議会に専門委員をもうけることが出来る。
三、必要に応じ分館長会を開催し、分館に於ける各種行事の連絡調整を図る。
四、必要に応じ部長会を開催する。各部に委員〇名をおき、必要に応じ特別委員会を設けることが出来る。
五、館長が必要と認めた時、役職員の連絡会を開催する。
六、この館の如何なる会議も其の会議の構成員の過半数を以て定員とする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（会計年度）
第八條　この公民館の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。
（経費）
第九條　この公民館の経費は市町村費、寄附金、維持会員醵出金の収入を以て之に充てるものとする。
但し維持会員醵出金については公民館維持会規則により、詳細を規定し独立会計とする。
（分館）
第十條　分館の管理運営に関する規定は館長の承認を得て分館長が定める。
（会則修正）
第十一條　会則の修正は審議会に於て、その出席者が定数に達し、出席者の三分の二以上の賛成があれば修正することが出來る。

附　則

この規則は昭和二十四年〇月〇日からこれを実施する。

公民館維持會會則參考案

第一條　この会は〇〇市町村公民館活動の振興を計るを目的とする。
第二條　この会は前條の趣旨に賛同する、〇〇市町村民を以て組織する。
第三條　この会の事務所を〇〇市町村公民館内に置く。
第四條　この会は第一條の目的を達成するため、〇〇市町村公民館事業の援助を行う。
第五條　この会の会員は本会の事業を遂行するため会費〇〇円以上を納めるものとする。
第六條　この会の経費は会費及び寄附金を以つてこれにあてる。
第七條　この会に左の役員をおく。
会　長　一名
副会長　一名
理　事　若干名
幹　事　若干名
第八條　会長、副会長、理事は会員の無記名投票多数決により、幹事は会長がこれを委嘱する。
第九條　会長は会務を総理する。
2副会長は会長を補佐して会務を処理し会長事故ある場合は代理する。
3理事は事業並びに予算につき協議する。
4幹事は諸般の事務に従事する。
第十條　役員の任期は一ヵ年とし再選を妨げない。
第十一條　この会の会議は役員会及び総会とする。
2役員会は事業並びに予算の審議決定をする。
3総会は毎年一回開催し、左の事項を行う。
一、会務の報告

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、予算決算の報告
三、活動方針
四、役員の選挙
五、規約の変更

4この会の会議は、その会議の構成員の過半数を以て定員とし、議事は出席者の多数決により決定する。

第十二條　この会則施行上の必要な細則は役員会に於てこれを定める。

附　則

この條例は、公布の日より施行する。

別表

種別			宿泊料	
	車馬賃（一キロメートルにつき）	鉄道賃	日当	甲地方
社会教育委員	四、二〇円	二等	一六八円	八四〇円
		船賃		乙地方 六七二円

高知縣條例第六号

縣議会の議決を経て、高知縣社会教育委員の費用弁償の額並びにその支給方法條例を次のように定める。

昭和二十五年二月七日

高知縣知事　桃井直美

高知縣社會教育委員の費用辯償の額並びにその支給方法條例

第一條　高知縣社会教育委員が服務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

第二條　旅費は別表の定額によつてこれを支給する。

2旅費の算出基地は委員の居住地とする。

第三條　旅費の支給方法は、この條例に定めるもののほか、高知縣事務吏員の例による。

高知縣條例第七号

縣議会の議決を経て、高知縣社会教育委員の定数及び任期等に関する條例を次のように定める。

昭和二十五年二月七日

高知縣知事　桃井直美

高知縣社會教育委員の定數及び任期等に關する條例

第一條　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五條の規定により、高知縣教育委員会に高知縣社会教育委員会（以下社会教育委員という。）を置く。

第二條　社会教育委員の数は二十人以内とする。但し、特別の事項について必要のあるときは、五人以内の臨時委員を定数外に置くことができる。

第三條　社会教育委員の任期は二年とする。但し、補欠委員

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

の任期は、前任者の残任期間とする。

第四條　社会教育委員は、任期中といえども解職することができる。

附　則

この條例は、公布の日から施行する。

高知縣社會教育委員會運營規程

（委員長及び副委員長）

第一條　高知縣社会教育委員（以下縣社会教育委員という。）は委員のうちから委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

2 委員長副委員長の任期は一ヵ年とし再選されることができる。

3 委員長は社会教育委員会の会議を主宰する。

4 副委員長は委員長を助け、委員長に事故がある時又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議の招集）

第二條　縣社会教育委員の会議は委員長がこれを招集する。

2 委員の三分の一以上の者から連名による書面で臨時会の招集の請求がある時は委員長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は会議に付議すべき事件とともに、委員長が五日前までに各委員に通知しなければならない。但し急施を要する場合はこの限りでない。

（定例会及び臨時会）

第三條　縣社会教育委員会の会議は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は毎月一回これを招集する。

3 臨時会は必要がある場合においてその事件に限りこれを招集する。

（会議の定足数）

第四條　縣社会教育委員の会議は在任委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。但し欠席者の半数以上の者から欠席届出のあつた場合及び同一事件につき再度招集してもなお半数に達しない時はこの限りでない。

（議決の方法）

第五條　縣社会教育委員会の会議の議事は出席委員の過半数でこれを決する。

（議事参与）

第六條　関係事務局職員は会議に出席して意見を述べることができる。

2 縣社会教育委員は会議において関係事務局職員に対し説明を求め或いは資料の提出を求めることができる。

第七條　この規程に定めるもの外縣社会教育委員会の会議に必要な事項は別にこれを定めることができる。

附　則

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

この規程は昭和二十　年　月　日から実施する。

文社施第六五号
昭和二十五年三月一日

文部省社会教育局長　西崎　恵
文部省管理局長　久保田藤麿

高知縣教育委員会殿

公民館建築許可申請取扱について

標記のことについては、昭和二十四年三月二日付「建発第五三九号」共同通達をもつて示したが、今般臨時建築制限規則の改正により「公民館建築許可基準」を別紙の通りに改正するからこれが取扱いに遺憾のないよう期せられたい。なお改正の主旨は大規模な木造建築物を規制し、且正延鋼材の有効な利用を図り、いわゆる不燃建築物を助長するを目的とするものであるからこれが指導に努めると共に、公民館の名目のもと許可又は届出をしたものを其後映画館、劇場等、許可又は届出をした際の用途以外への使用変更は司令部の意向もあり厳に禁止せられているから本基準を厳守し、これが許可については充分慎重を期せられたい。特に本通達については建設省住宅局長の了解済につき念の爲申添えます。

公民館建築許可基準

1この基準において公民館とは社会教育法第二十一條によつて設置する施設をいう。

2公民館の建築許可の取扱いを次の通り区分する。

(イ) 建設大臣の許可
(一)木造で聴衆席を有する三〇〇平方メートル（約九十坪）を超えるもの。
(二)木造で聴衆席の無い一〇〇〇平方メートル（約三〇二坪）を超えるもの。
(三)木造で増築の場合は既存部分の床面積を加算した合計が三〇〇平方メートル（約九〇坪）を超えるもの。
(四)建築する部分に使用する鋼材が二〇〇トンを超えるもの。

(ロ) 都道府縣知事の許可
(一)木造で聴衆席の無い三〇〇平方メートルを超え一〇〇〇平方メートル以下のもの
(二)建築する部分に使用する鋼材が一〇トンを超え一〇〇トン以下のもの。
(三)臨時建築等制限規則施行後に築造した部分の床面積が三〇〇平方メートルを超え一〇〇〇平方メートル以下の建築物を許可又は届出をした際の用途以外の用途への使用変更するもの。

(五)臨時建築物等制限規則（昭和二十二年閣令第六号）施行後に築造した部分の床面積が一〇〇〇平方メートル（約三〇二坪）を超えるもので許可又は届出をした際の用途、三〇〇平方メートル（約九〇坪）を超えるもの以外の用途への使用変更するもの。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（ハ）都道府縣知事への届出

㈠聽衆席の有無にかかわらず三〇〇平方メートル以下のもの。

㈡増築の場合は既存部分の床面積を加算した合計が三〇〇平方メートル以下のもの。

㈢建築する部分に使用する鋼材が一〇トン以下のもの。

3公民館の建築許可申請に際しては、次の條件を必要とする。

（イ）その市区町村において現在社会教育法第二十條の目的を達成するに適当な施設のない場合、又は新設を必要とする特別の事情がある場合であること。

（ロ）その設計は單なる公会堂に堕することなく社会教育法第二十二條に規定する社会教育活動を行うにふさわしい施設、例えば会議室、図書室、資料展示室、娯樂室等の設備を有するものであること。

（ハ）その運営方針が社会教育法第二十三條の趣旨を厳守するものであること。

（ニ）設置のための資金計画が確実であること。

4建築許可申請書には中央扱い、地方扱いを問わず次の書類を添付すること。

㈠市町村立公民館の場合

（イ）市区町村公民館設置條例の写

（ロ）公民館により実施しようとする事業計画書

（ハ）予算概算書（設置費及び経常費予算を含む。）

（ニ）当該都道府縣教育委員会の意見書

（ホ）設計図（平面図並びに立体図）

㈡公益法人が設置する公民館の場合

（イ）法人の許可指令書の写

（ロ）法人の定款又は寄附行爲記載書

（ハ）公民館による事業計画書

（ニ）予算概算書（設置費及び経常予算を含む）

（ホ）当該都道府縣教育委員会の意見書

（ヘ）設計図（平面図並びに立体図）

なお公民館類似の文化施設例えば文化会館教育会館等の建築許可に関してもこの基準に準じて取扱う。

備考

建築許可申請書又は届出書については、所管課である建築課又はその出先機関に直接問合わせられたい。

公民館實施行事予定參考表

一、月例行事

1部長会議　十日、二十五日　実行方法

2運営委員会　二十日　企画運営

3社会学級　第一水曜　PTAと協力

4十五夜会　満月の夜　趣味同好者の会

5夜学　第二、第四、隔週水曜　青年團

6巡回文庫取換　第一土曜日　図書部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、年例行事

四月	慰安親和の日	分館単位毎に	
八月	夏季文化講座	教養部	七月三十日(土) 八月四日(木) 八月八日(月)
十二月三日	村民体育会	体育部	
十二月	公民館祭り(品評会、バザー、展覧会、演芸会その他)	本館	八月十五日(月) 十七日(水)
二月	素人演芸大会	集会部	文化講座開設

三、臨時行事

四月二十八日(金)	甘藷栽培技術研究会	産業部	八月一日(月)
四月二十八日(金)	子供のしつけについて	分館	八月五日(木)
五月五日(木)	生花展覧会	女子青年	八月三十日(金)
五月五日(木)	憲法実施記念映画の夕	映画会	九月五日(月)
五月二十九日(水)	水稲栽培技術研究会	産業部	九月十一日(日)
六月六日(月)	託児所開設	女子青年 PTA	九月二十三日(金)
七月一日(金)	食衛生について		九月三十日(金)
七月十六日(土)	映画の夕	映画会	十月一日(土)
			十月二十一日(金) 二十二日(土)

講演討論会	集会部	
講習会	婦人会	
講座	青年團教養部	
	PTA	
	娯楽集会部	
	体育会体育部	
	弁論会青年團	
	慰安会集会部	
	座談会部落分館	
	慰安会集会部	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

衣服更生について　十月二十八日（金）
子供の遊び方　十一月三日（水）
村民体育会　十一月三日（水）
文化材展覧会　十一月二十九日（火）
勤労感謝の夕　十二月十二日（土）
公民館祭り　十二月十三日（日）
見合結婚か恋愛結婚か　十二月二十一日（水）
祝賀と娯楽　一月五日（水）
村政の公聴会　一月二十九日（土）
時局問題　二月十二日（土）
素人演芸大会　二月二十七日（日）
新入学児童の取扱方　三月三日（日）

講習会	婦人部	三月三十一日（木）	
座談会	部落分館	遠足	
体育会	体育部	備考	
展覧会	集会部	1催しに附随してバザー、賣店等開くことの出來るものは極力開催して資金を得るようにする。	
映画会	フイルム・ライブラリー	2定例行事とは重複しないよう日取を考慮する。	
総合行事	館長	3分館行事として適当なものは出るだけ廻すよう工夫する。	
討論会	青年團婦人会	4一例を示したものであるから土地の事情に適合するよう立案して、各家庭に配布するとよい。	
遊びの会	部落分館		
公聽弘報	集会部		
講演会	教養部		
慰安会	集会部		
座談会	PTA		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館の歌

一、平和の春に新しく
郷土を興すよろこびも
公民館のつどいから
とけあう心なごやかに
自由の朝をたたえよう

二、こゝろの花の匂やかに
郷土にひらくゆかしさも
公民館のつどいから
希望の胸に美しい
文化の泉くみとろう

三、働く者の安らかに
郷土に生きるたのもしさ
公民館のつどいから
まどいになごむひとゝきに
明日への力そだてよう

【非賣品】

編集者　松本純一　社会教育課長
発行兼印刷者　西村正男　高知縣教育委員会
発行所　社会教育課

昭和二十五年三月二十五日印刷
昭和二十五年四月一日発行

(Part 2 of Questionnaire # 2)

Elementary Schools

Questions #5 and #6
in 1948 - 49, wish to teach ✓

City and Gun Name	Kunreishiki			Hepburn			No preference		
	Students	Classes	Teachers	Students	Classes	Teachers	Students	Classes	Teachers
~~Gun~~ Name Matsuyama City	6653	141	145	435	8	8	315	9	9
~~Gun~~ Name Uwajima City	1429	27	26	1540	31	31	47	1	1
~~Gun~~ Name Imabari City	2030	44	45	1022	20	20	0	0	0
~~Gun~~ Name Saijo City	1565	38	38	707	13	13	779	16	16
~~Gun~~ Name Niihama City	1592	27	31	700	12	18	1059	22	19
~~Gun~~ Name Yawatahama City	1699	35	35	0	0	0	743	14	16
~~Gun~~ Name Onsen	6629	167	159	1836	43	43	112	3	3
~~Gun~~ Name Ochi	6813	156	153	2276	53	60	1633	42	43
~~Gun~~ Name Shuso	2718	62	62	638	19	19	1197	30	30
~~Gun~~ Name Nii	3321	69	73	508	19	18	448	16	15
~~Gun~~ Name Uma	5287	132	126	1018	32	29	628	17	15
~~Gun~~ Name Kamiukena	2365	67	71	840	25	29	175	4	4
~~Gun~~ Name Iyo	5801	143	142	0	0	0	0	0	0
~~Gun~~ Name Kita	5537	124	122	594	16	14	925	21	21
~~Gun~~ Name Nishiuwa	3672	100	95	1148	33	33	793	22	21
~~Gun~~ Name Higashiuwa	3239	90	94	1467	36	36	287	8	14
~~Gun~~ Name Kitauwa	4022	105	107	2102	54	59	1372	39	34
~~Gun~~ Name Minamiuwa	803	21	17	1147	30	30	987	29	28
Total for Ken	65175	1548	1550	17678	444	454	11500	293	289

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F
685

These are reports and data of superior CPH1's.

Received from CI May 1950

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

January 26, 1950.

To : Commanding Officer of Shikoku Civil Affairs Region.

From : Chief of Social Education Sect., thru Chief of Liaison Office, Kochi Pref.

Subject: Investigations into representative CPH's.

1. Motive and process of establishing CPH.

The Mori-mura Culture Elevation Assn. (Bunka Kojo Kai) was formed by Sponsor Noboru Taoka in November, 1945.

Central figures of activity, Saburo Wada, Gan Miyamoto, Yukihiko Miyamura, Kofumi Chikami, Shigetoshi Nao, and Kazuko Wada have made their efforts to the study and publicity of democracy.

The necessity of establishing a CPH at the end of 1948 having been keenly felt, and its establishment having been requested by village people, the decision was made by the village assembly.

Inspection of CPH's, together with the guidance of the Social Education Sect., was made out of the Prefecture, as the result of which the CPH was built.

2. Summary of its site.

It is situated in the mountaneous village.

The occupation of the villagers is mainly farmer, some of them being engaged in forestry.

The financial condition is comparatively good and the village is divided into 20 communities.

3. Expenses for establishing the CPH

The CPH was not newly built, but the village public hall and the library which were already existing, were remodelled and repaired. The expenses were paid from public expenditure, amounting to 30,000 yen.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

4. Total expenditure for the management of the CPH.

230,000 yen

5. Outline of the CPH.

The office (formerly a library) is made of wood in western style, one-storeyed, divided into 2 rooms, covering an area of around 9 tsubo.

The Club (meeting -room), which is used concurrently as the working place and the lecture-hall, is made of wood, one storayed, and has one room covering an area of around 77tsubo.

The CPH's of the communities (branch CPH's) are 20, 12 of which were formerly public halls of the communities, and the rest are joint working places and villagers' houses opened to the public as branches of CPH's.

All of them are have mats put in, covering an area of between 10 tsubo and 15 tsubo.

6. Main activities now being made by the CPH.

(1) Social Study Class (held 5 times a month)
(Regular short course)

(2) Young people's class (every Saturday)
(Regular short course)

(3) Film show - once a month

(4) Organ, "Komin" (Citizen), published once a month.

(5) Reading of books.

(6) Public information event.

(7) The CPH's are utilized for the free assemblage of villagers.

7. Other excellent CPH's.

a. Kami-gun Nisshо-mura CPH - leave the train at Nissho Ry. Station on the Aki Line.

b. Takaoka-gun, Hirooka-Kami-no-mura CPH.
There is a bus service from Kochi City. It takes around one hour to reach it by bus.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

"Investigation into representatives CPH's sent from chief of Kochi Liaison Section to Chief of SCAR, dated 26 Jan. 1950

昭和二十五年一月二十六日

高知県渉外課長

四国民事部長 殿

代表的公民館調査に関する件

標記のことについて左記のとおり報告します。

記

一 公民館設置の動機と経過

昭和二十年十一月発起人田岡登により森村文化向上会生る。中心的活動者和田三郎、宮本岩、宮村幸彦、千頭小史、浪越繁利、和田智寿子等が民主主義の研究並びに普及を図る。

昭和二十三年度末、公民館設置の必要を認識して村民の要望となり、村議会の決議となる。

その間社会教育課の指導と相俟ち、県外視察を行い、その結果、公

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

民館の設置を見た。

二　所在地の寸描

山村にある。村民の職業は大部分農業で一部林業に従事している。財政状態は比較的良好で二十部落に分れている。

三　公民館を設置した費用

新建築したものではなく既設の村公会堂、図書館を改造、修築した程度で三万円を公費で支出した。

四　公民館運営の全体の経費

二十三万円

五　公民館の様相

事務所（元図書館）＝木造洋式一階造り約九坪で二室に分る

集合所、兼作業所、兼講堂＝木造平屋建約七十七坪、一室

部落公民館（分館）二十。中、十二は元部落公会堂その他は、部落共同作業場及び民家の開放を受けている。いづれも十坪ないし十五坪の畳敷

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六　現在行っている代表的な活動

1. 社会学級　毎月五回　定期講座
2. 青年学級　毎週土曜日
3. 映画会　月一回
4. 機関紙「公民」の発行　月一回
5. 図書閲覧
6. 公報事行
7. その他付民の自由な集合場に利用

七　その他優良公民館

香美郡日章村公民館（安芸線日章駅下車
高岡郡弘岡上ノ村公民館（高知市よりバス便あり所要時間約一時間）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

January 26, 1950

To : Commanding Officer of Shikoku Civil Affairs Region

From : Chief of Social Education Sect., thru Chief of Liaison Office, Kochi Pref.

Subject: Report on Investigations into Komin Kan (Civic halls)

1. Number of civic halls:

55 (33% of the number of civic halls in all city, towns and villages)
Branch of civic halls --- Unknown

2. Structure:

a. Occupation of administrative committee-men (Kanri-Iin)
Engaged in farming, industry, commerce, teaching and public service etc.

b. Regular meeting of the Committee -- 20 % of all the committees have once a month and the rest have irregular meetings.

c. Selection of chief of a civic hall.

Election -- 40%
Recommendation -- 60 %

d. Very few of administrative committees have been democratically formed, and the number of the staff exclusively engaged in the business is one or two, but all of civic halls have not members of the staff exclusively engaged in the business.

The number of members temporarily employed or having an additional post is one or two.

3. Facilities

a. One % of civic halls have been built newly as civic hall.
Most of civic halls have been built attached to schools and town or village offices.

b. How often civic halls are used for the meeting of towns.
Some have as many meetings as 20, and others have only 2 or 3 meetings.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

4. Budget.

a. Financial resources -- Public expenses proceeds from enterprises, subsidies and contribution.

b. Granted from national treasury -- 40% of civic halls.

c. The greatest amount of subsidy from national treasury --- 2,000 yen.
The smallest amount of it -- 500 yen.

d. Main expenditure -- enterprise expenses.

e. Total amount of the budget of Social Education Sect.--
769,000 yen (first estimated budget)
618,000 yen (budget actually spent)

5. Activities

a. Steps taken by Social Education Sect., Kochi Pref.

(1) Encouragement of meetings for promoting the research and study of social education, and holding the meetings.

(2) Despatch for the purpose of inspecting excellent civic halls in and out of the Prefecture.

(3) Granting of subsidy for promoting activities of civic halls.

(4) Guidance of individual and separate trip on official business according to the request from civic halls.

b.
(1) Schedule for the current fiscal year.

Meetings for encouragement of the research and study of activities by civic halls are to be held in 19 places in Prefecture between Jan. 28 to March 20.

(2) Problems solved.

A. Criticism on autonomous administration and establishment of cooperative attitude on the side of people of city, towns and villages.

B. Increase of harmony and friendship between people of towns and villages.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

C. Elevation of percentage of attendance at the meeting.

(3) E. Printed matters.
Almost all of good civic halls have printed matters.

(4) F. Model civic halls.
Nagaoka-gun Oshino-mura Civic Hall
Tosa-gun Mori-mura "
Agawa-gun Hirooka-Kami-no-mura "

(5) F. Worst civic halls.
Aki-gun Muroto-machi Civic Hall
Kochi City Nagahama "
Hata-gun Tsukinada "

(6) G. Trouble some problems faced

(i) Many of heads of towns and villages are indifferent to the activities by civic halls.

(ii) Necessity of establishing facilities with their substances completed is keenly desired, but the authorities of the city, towns and villages have no means of their own.

(iii) People of the city, towns and villages are short of consciousness about the activities by civic halls, and are busily occupied to get livelihood.

(iv) There are few suitable and influential leaders.

6. Other items

(1) The person responsible for civic halls is Official Jun-ichi Matsumoto.

(2) Strong point

a. People of towns and villages are hard to be persuaded of the activities by civic halls, but, if persuaded, they are quite enthusiastic in their activities.

b. Weak points

(a) The area of one town or village is too wide and it is very inconvenient for people to meet at a civic hall.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(b) Towns and villages are quite poor and many of them have no facilities.

(3) 30 civic halls are desired to be built during 1950.

(4) a. Is the Prefectural Information Section taking part 1 in program planning of CPH's?

No.

b. What kinds of cooperation is the Prefectural Information Section showing to CPH activities?

Cooperation has never been requested to the Prefectural Information Section for the activities of CPH itself, but the CPH has been utilized as a meeting place for the activities of Public Information Committee of towns and villages and of the Prefectural Information Committee.

c. Any comment as to utilization of information media?

It is desired that CPH will make the best use of the activities of Publice Information Committee of towns and villages, and of the Prefectural Information Committee.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

January 26, 1950

To : Commanding Officer of Shikoku Civil Affairs Region

From : Chief of Social Education Sect., thru Chief of Liaison Office, Kochi Pref.

Subject: Report on Investigations into Komin Kan (Civic halls)

1. Number of civic halls: -

55 (33% of the number of civic halls in all city, towns and villages)
Branch of civic halls --- Unknown

2. Structure:

a. Occupation of administrative committee-men (Kanri-Iin)
Engaged in farming, industry, commerce, teaching and public service etc.

b. Regular meeting of the Committee -- 20 % of all the committees have once a month and the rest have irregular meetings.

c. Selection of chief of a civic hall.

Election -- 40%
Recommendation -- 60 %

d. Very few of administrative committees have been democratically formed, and the number of the staff exclusively engaged in the business is one or two, but all of civic halls have not members of the staff exclusively engaged in the business.

The number of members temporarily employed or having an additional post is one or two.

3. Facilities

a. One % of civic halls have been built newly as civic hall. Most of civic halls have been built attached to schools and town or village offices.

b. How often civic halls are used for the meeting of towns. Some have as many meetings as 20, and others have only 2 or 3 meetings.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

4. Budget.

a. Financial resources -- Public expenses proceeds from enterprises, subsidies and contribution.

b. Granted from national treasury -- 40% of civic halls.

c. The greatest amount of subsidy from national treasury --- 2,000 yen.
The smallest amount of it -- 500 yen.

d. Main expenditure -- enterprise expenses.

e. Total amount of the budget of Social Education Sect.--
789,000 yen (first estimated budget)
618,000 yen (budget actually spent)

5. Activities

a. Steps taken by Social Education Sect., Kochi Pref.

(1) Encouragement of meetings for promoting the research and study of social education, and holding the meetings.

(2) Despatch for the purpose of inspecting excellent civic halls in and out of the Prefecture.

(3) Granting of subsidy for promoting activities of civic halls.

(4) Guidance of individual and separate trip on official business according to the request from civic halls.

b.
(1) Schedule for the current fiscal year.

( ) Meetings for encouragement of the research and study of activities by civic halls are to be held in 19 places in Prefecture between Jan. 28 to March 20.

(2) Problems solved.

A. Criticism on autonomous administration and establishment of cooperative attitude on the side of people of city, towns and villages.

B. Increase of harmony and friendship between people of towns and villages.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

C. Elevation of percentage of attendance at the meeting.

(3) Printed matters.
Almost all of good civic halls have printed matters.

(4) Model civic halls.
Nagaoka-gun Oshino-mura Civic Hall
Tosa-gun Mori-mura "
Agawa-gun Hirooka-Kami-no-mura "

(5) Worst civic halls.
Aki-gun Muroto-machi Civic Hall
Kochi City Nagahama "
Hata-gun Tsukinada "

(6) Trouble some problems faced

(i) Many of heads of towns and villages are indifferent to the activities by civic halls.

(ii) Necessity of establishing facilities with their substances completed is keenly desired, but the authorities of the city, towns and villages have no means of their own.

(iii) People of the city, towns and villages are short of consciousness about the activities by civic halls, and are busily occupied to get livelihood.

(iv) There are few suitable and influential leaders.

6. Other items

(1) The person responsible for civic halls is Official Jun-ichi Matsumoto.

(2) Strong point

a. People of towns and villages are hard to be persuaded of the activities by civic halls, but, if persuaded, they are quite enthusiastic in their activities.

b. Weak points

(a) The area of one town or village is too wide and it is very inconvenient for people to meet at a civic hall.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(b) Towns and villages are quite poor and many of them have no facilities.

(3) 30 civic halls are desired to be built during 1950.

(4) a. Is the Prefectural Information Section taking part in program planning of CPH's?

No.

b. What kinds of cooperation is the Prefectural Information Section showing to CPH activities?

Cooperation has never been requested to the Prefectural Information Section for the activities of CPH itself, but the CPH has been utilized as a meeting place for the activities of Public Information Committee of towns and villages and of the Prefectural Information Committee.

c. Any comment as to utilization of information media?

It is desired that CPH will make the best use of the activities of Publice Information Committee of towns and villages, and of the Prefectural Information Committee.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Subject: Report on Investigation into CPHs
To: Chief of SCAR
From: Chief of Kochi Liaison Section
Date 26 Jan '50

昭和二十五年二月二十六日　高知県渉外課長

四国民事部長殿

公民部調査に関する件報告

左記のとおり報告する。

記

一　数

五五部　全市町村数の三三％

公民部の支部　不詳

二　組織

管理委員の職業

農、工、商、教員、公吏等あらゆる職業がある

三　委員会の定例会

月一回が二〇％、その他不定期

公民部長の選出法

選挙　四〇％

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

推薦

管理委員会は民主的に組織されたものは少い
専従職員は一名或は二名。しかし全部ではない
臨時及び兼任職員は一名又は二名

三　施設工事

新しい建物を有するもの　一%
一般には学校、役場等に併設するものが大部分である。
町の会合に使用されている度数
多いもの　二十回
少いもの　二、三回

四　予算

資金の財源、事業収益金、補助金、寄附金
国庫補助を受けたもの
国庫補助金の最大額　四〇%
国庫補助金の最小額　二、〇〇〇円
最小額　五〇〇円

主たる支出　事業費
社会教育課の予算全額
七六九、二〇〇円（当初予算）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

五　活動

A　県社会教育課のとつている処置

1　研究奨励会の奨揚と開催

2　県内外優良公民館視察派遣

3　振興助成金の交付

4　公民館による個別出張指導

B　本年度の予定計画

(1)　一月二十八日より三月二十日までの間に県下十九箇所で研究奨励会開催

(2)　奨励された問題

A　日治行政その批判と協力態度の確立

B　町民の親和の増進

C　会合の集合率の向上

(3)　印刷物の有無

(4)　良好な公民館は殆んど持つている

優秀的公民館

長岡郡大篠村公民館

六一八、〇〇〇円（実行予算）